

別添

レクリエーションの森の利用・
管理等に関する行政評価・監視
結果報告書
— 現地事例集 —

近畿管区行政評価局

目次

レクリエーション の森名	事例番号	ページ
1-1 湖南アルプス自 然休養林(奥島 地区)	奥島 1 1
	奥島 2 2
	奥島 3 4
	奥島 4 6
	奥島 5 8
	奥島 6 9
	奥島 7 11
	奥島 8 13
	奥島 9 14
	奥島10 15
	奥島11 16
	奥島12 18
	奥島13 19
	奥島14 20
	奥島15 21
	奥島16 23
	奥島17 25
	奥島18 26
	奥島19 27
	奥島20 28
	奥島21 29
1-2 湖南アルプス自 然休養林(一丈 野地区)	一丈野 1 30
	一丈野 2 31
	一丈野 3 32
	一丈野 4 33
	一丈野 5 34
	一丈野 6 35
	一丈野 7 36
	一丈野 8 38
	一丈野 9 39
	一丈野10 40
2 明治の森箕面自 然休養林	箕面 1 41
	箕面 2 42
	箕面 3 45
	箕面 4 46
	箕面 5 48
	箕面 6 50
	箕面 7 53
	箕面 8 54
	箕面 9 55
	箕面10 56
	箕面11 58
	箕面12 59
	箕面13 62
	箕面14 64
	箕面15 66
	箕面16 68
	箕面17 69
	箕面18 70
	箕面19 71
	箕面20 73

レクリエーション の森名	事例番号	ページ
3 宝塚自然休養林	宝塚 1 74
	宝塚 2 76
	宝塚 3 78
	宝塚 4 80
	宝塚 5 81
	宝塚 6 83
	宝塚 7 85
	宝塚 8 86
	宝塚 9 88
	宝塚10 89
	宝塚11 90
	宝塚12 91
	宝塚13 92
	宝塚14 93
	宝塚15 94
	宝塚16 99
	宝塚17 100
	宝塚18 101
	宝塚19 102
	宝塚20 103
	宝塚21 104
	宝塚22 105
	宝塚23 106
	宝塚24 107
	宝塚25 108
	宝塚26 109
4 不動滝風致探勝 林	不動滝 1 110
	不動滝 2 111
	不動滝 3 112
5 紀泉高原自然休 養林	紀泉 1 113
	紀泉 2 114
	紀泉 3 116
	紀泉 4 118
	紀泉 5 120
	紀泉 6 122
	紀泉 7 124
	紀泉 8 125
	紀泉 9 127
	紀泉10 128
	紀泉11 129
	紀泉12 131
	紀泉13 133
	紀泉14 134
	紀泉15 135

1-1 湖南アルプス自然休養林 (奥島地区)

事 例 表

事 例 番 号	奥島1	実地調査年月日	平成28年8月10日
件 名	繁茂したシダ等が遊歩道に覆い被さっており利用者の通行に支障		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林 (奥島地区)		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	遊歩道
設 置 者	国	管 理 者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（奥島スカイ2号線）沿いのシダ等が繁茂し、遊歩道に覆い被さっている区間がある。遊歩道には、シダ等が腰ほどの高さまで繁茂しているため、路面が見えず進行方向が分かりにくいなど、利用者の通行に支障が生じている。</p> <p>このため、現地を点検し、利用者の通行を一時禁止（利用禁止措置）した上で、シダ等を伐採するなどの改善措置を講じる必要がある。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">(写真：遊歩道に覆い被さっているシダ等)</p>			
			

事 例 表

事 例 番 号	奥島2	実地調査年月日	平成28年8月10日
件 名	遊歩道に倒木が覆い被さり利用者に危害を及ぼすおそれ		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	遊歩道
設 置 者	国	管 理 者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（奥島スカイ 3 号線）沿いに生い茂る立木のうち1本が、幹の途中で折れている。当該倒木の上部は、遊歩道をまたいで反対側の立木にもたれかかっており、そのまま遊歩道に落下するおそれがあることから、遊歩道の利用者に危害を及ぼすおそれがある（写真1～3 参照）。</p> <p>このため、現地を点検し、利用者の通行を一時禁止（利用禁止措置）した上で、倒木を伐採し撤去するなどの改善措置を講じる必要がある。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">（写真1：幹の途中で折れ、遊歩道側に曲がっている。）</p>			
			

(写真2：遊歩道をまたいだ反対側の木に引っ掛かった状態となっている。)



(写真3：木の上部も折れている。)



事 例 表

事 例 番 号	奥島3	実地調査年月日	平成28年8月10日
件 名	遊歩道に倒木があり利用者の通行に支障		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	遊歩道
設 置 者	国	管 理 者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（奥島スカイ3号線）沿いに生い茂っていた立木のうち1本が、根元から折れ、遊歩道に横たわっている。木の下部の腐敗が進んでいることから、倒れてから相当の期間が経過しているものとみられる（写真1及び2参照）。遊歩道を歩く利用者は、倒木をまたぐ必要があるなど通行に支障が生じている。</p> <p>このため、現地を点検し、倒木を撤去するなどの改善措置を講じる必要がある。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">（写真1：遊歩道に横たわっている倒木）</p>			

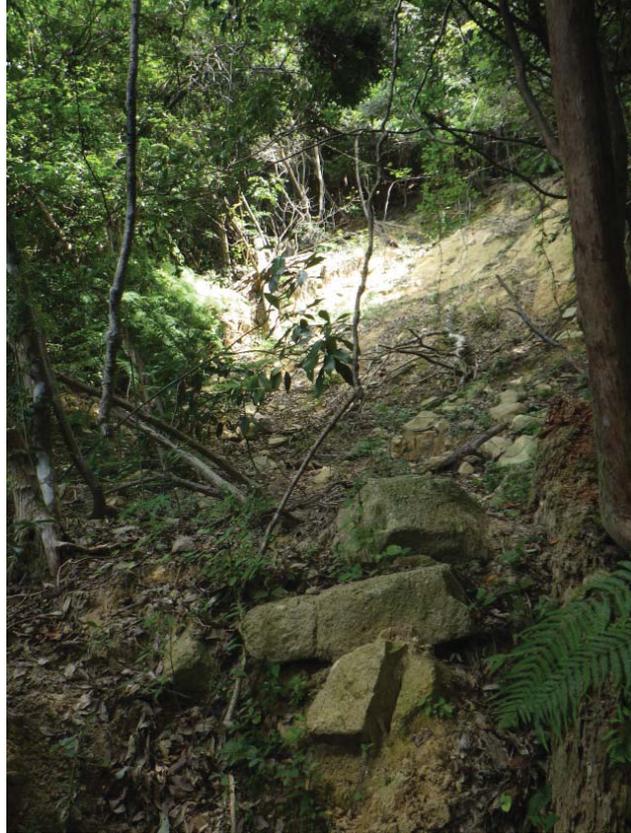
(写真2：木の下部の腐敗が進んでいることから、相当の期間が経過しているものとみられる。)



事 例 表

事 例 番 号	奥島4	実地調査年月日	平成28年8月10日
件 名	遊歩道に大量の土砂や木が流出し利用者の通行に支障		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	遊歩道
設 置 者	国	管 理 者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（奥島スカイ3号線）沿いの上部斜面が崩壊し、大量の土砂や木が遊歩道を横切る形で流出している（写真1～3参照）。遊歩道は約十数メートルの区間にわたり寸断されており、遊歩道の利用者に危害を及ぼすおそれがあるなど通行に支障が生じている。</p> <p>このため、現地を点検し、通行を一時禁止（利用禁止措置）した上で、流出した土砂や木を撤去するなどの改善措置を講じる必要がある。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">（写真1：斜面崩壊により大量の土砂や木が遊歩道に流出している。）</p>			

(写真2：遊歩道から上部を見上げると、広い範囲で斜面が崩壊している。)



(写真3：斜面の崩壊により生い茂っていた立木が根こそぎ遊歩道に流出している。)



事 例 表

事 例 番 号	奥島5	実地調査年月日	平成28年8月10日
件 名	繁茂したシダ等が遊歩道に覆い被さり利用者の通行に支障		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林 (奥島地区)		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	遊歩道
設 置 者	国	管 理 者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（奥島スカイ3号線）沿いのシダ等が繁茂し、遊歩道に覆い被さっている区間がある。遊歩道には、シダ等が腰ほどの高さまで繁茂しているため、路面が見えず進行方向が分かりにくいなど、利用者の通行に支障が生じている。また、シダ等が覆い被さった遊歩道に倒木が横たわっており、遊歩道を歩く利用者がこれに気付かず転倒するおそれがある。</p> <p>このため、現地を点検し、利用者の通行を一時禁止（利用禁止措置）した上で、シダ等を伐採するなどの改善措置を講じる必要がある。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">(写真：遊歩道に覆い被さっているシダ等と横たわっている倒木)</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

事 例 表

事 例 番 号	奥島6	実地調査年月日	平成28年8月10日
件 名	遊歩道が繁茂した草木に覆われ利用者の通行に支障		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	遊歩道
設 置 者	国	管 理 者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（奥島スカイ 3 号線）沿いの草木が繁茂し、藪の状態になっている区間がある。腰をかがめて歩いても木の枝が体にひっかかるなど、遊歩道の利用者の通行に支障が生じている（写真1及び2参照）。</p> <p>このため、現地を点検し、利用者の通行を一時禁止（利用禁止措置）した上で、草木を伐採するなどの改善措置を講じる必要がある。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">（写真1：腰をかがめて歩いても木の枝が体にひっかかる。）</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

(写真2：遊歩道が藪の状態となっている。)



事 例 表

事 例 番 号	奥島7	実地調査年月日	平成28年8月10日
件 名	遊歩道に複数の倒木があり利用者の通行に支障		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	遊歩道
設 置 者	国	管 理 者	国
<p>【事例の内容】 遊歩道（奥島スカイ 3 号線）沿いの複数の立木が遊歩道上に倒れ、積み重なった状態で放置されている（写真1 及び2 参照）。遊歩道を歩く利用者は、複数の倒木をまたぐ必要があり、利用者に危害を及ぼすおそれがあるなど通行に支障が生じている。 このため、現地を点検し、利用者の通行を一時禁止（利用禁止措置）した上で、倒木を撤去するなどの改善措置を講じる必要がある。</p>			
<p>【現地写真】 （写真1：遊歩道に散在している複数の倒木）</p>			
			

(写真2：倒木の枝も遊歩道に散在)



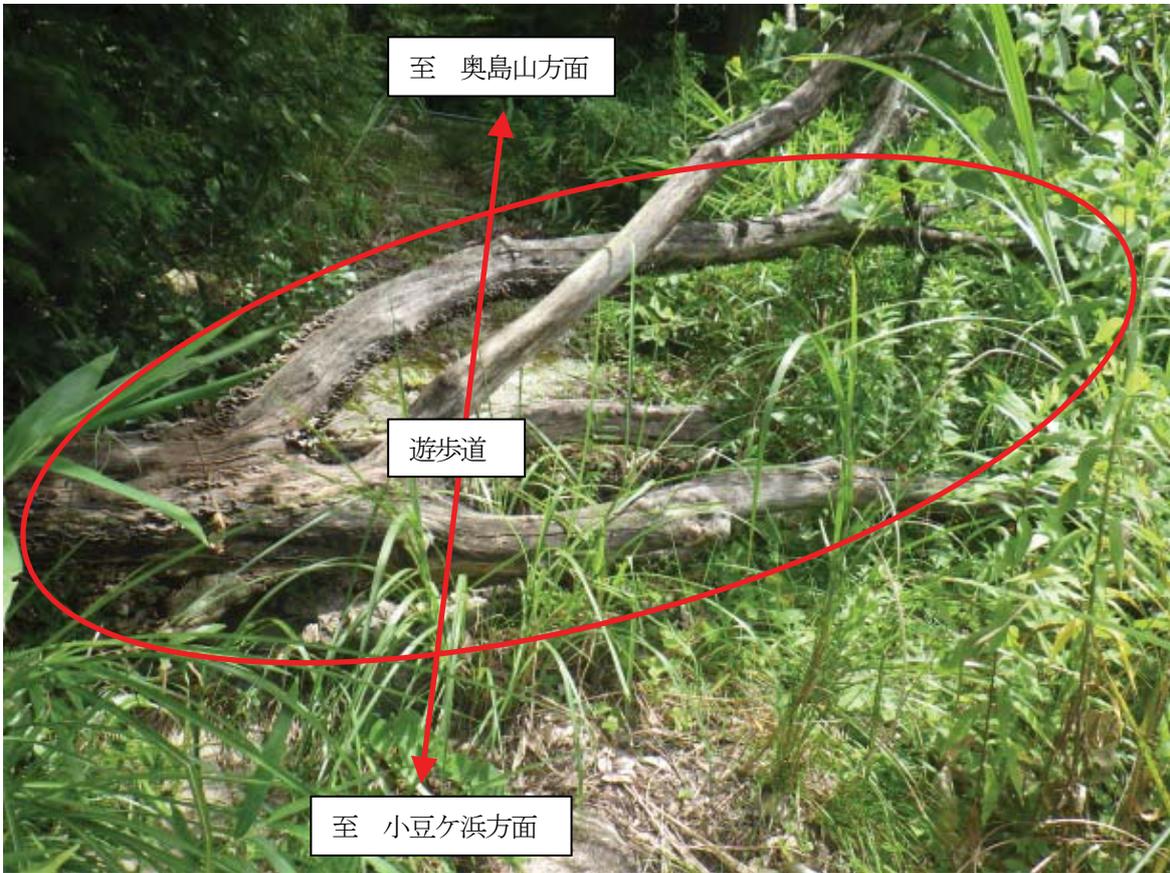
事 例 表

事 例 番 号	奥島8	実地調査年月日	平成28年8月10日
件 名	遊歩道に複数の倒木があり利用者の通行に支障		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	遊歩道
設 置 者	国	管 理 者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（奥島スカイ 3 号線）沿いの複数の立木が遊歩道上に倒れ、放置されている。遊歩道を歩く利用者は、複数の倒木をまたぐ必要があり、利用者に危害を及ぼすおそれがあるなど通行に支障が生じている。</p> <p>このため、現地を点検し、利用者の通行を一時禁止（利用禁止措置）した上で、倒木を撤去するなどの改善措置を講じる必要がある。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">(写真：遊歩道に散在している複数の倒木)</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

事 例 表

事 例 番 号	奥島9	実地調査年月日	平成28年8月10日
件 名	繁茂したシダ等が遊歩道に覆い被さり利用者の通行に支障		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林 (奥島地区)		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	遊歩道
設 置 者	国	管 理 者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（奥島スカイ3号線）沿いのシダ等が繁茂し、遊歩道に覆い被さっている区間がある。遊歩道には、シダ等は腰ほどの高さまで繁茂しているため、路面が見えず進行方向が分かりにくいなど、利用者の通行に支障が生じている。</p> <p>このため、現地を点検し、利用者の通行を一時禁止（利用禁止措置）した上で、シダ等を伐採するなどの改善措置を講じる必要がある。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">(写真：遊歩道に覆い被さっているシダ等)</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

事 例 表

事例番号	奥島10	実地調査年月日	平成28年8月10日
件名	遊歩道に倒木があり利用者の通行に支障		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	遊歩道
設置者	国	管理者	国
<p>【事例の内容】 小豆ヶ浜からの入口付近の遊歩道（野営場2号線）沿いに生い茂っていた立木のうち1本が、根元から折れ、遊歩道に横たわっている。遊歩道を歩く利用者は、倒木をまたぐ必要があるなど通行に支障が生じている。 このため、現地を点検し、倒木を撤去するなどの改善措置を講じる必要がある。</p>			
<p>【現地写真】 （写真：遊歩道に横たわっている倒木）</p>			
			

事 例 表

事 例 番 号	奥島11	実地調査年月日	平成28年8月10日
件 名	繁茂したシダ等が遊歩道に覆い被さり利用者の通行に支障		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	遊歩道
設 置 者	国	管 理 者	国
<p>【事例の内容】 遊歩道（野宮場2号線）沿いのシダ等が繁茂し、遊歩道に覆い被さっている区間がある。シダ等は胸ほどの高さまで繁茂し、路面が見えず進行方向が分かりにくいなど、利用者の通行に支障が生じている（写真及び図参照）。 このため、現地を点検し、利用者の通行を一時禁止（利用禁止措置）した上で、シダ等を伐採するなどの改善措置を講じる必要がある。</p>			
<p>【現地写真】 （写真：遊歩道に覆い被さっているシダ等）</p>			
			

(図：シダ等が繁茂し路面が見えない区間の位置図)



(注) 滋賀森林レクリエーション地区管理経営方針書(湖南森林地区)の利用計画図を基に京都行政評価事務所が作成した。

事 例 表

事 例 番 号	奥島12	実地調査年月日	平成28年8月10日
件 名	遊歩道に倒木があり利用者の通行に支障		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	遊歩道
設 置 者	国	管 理 者	国

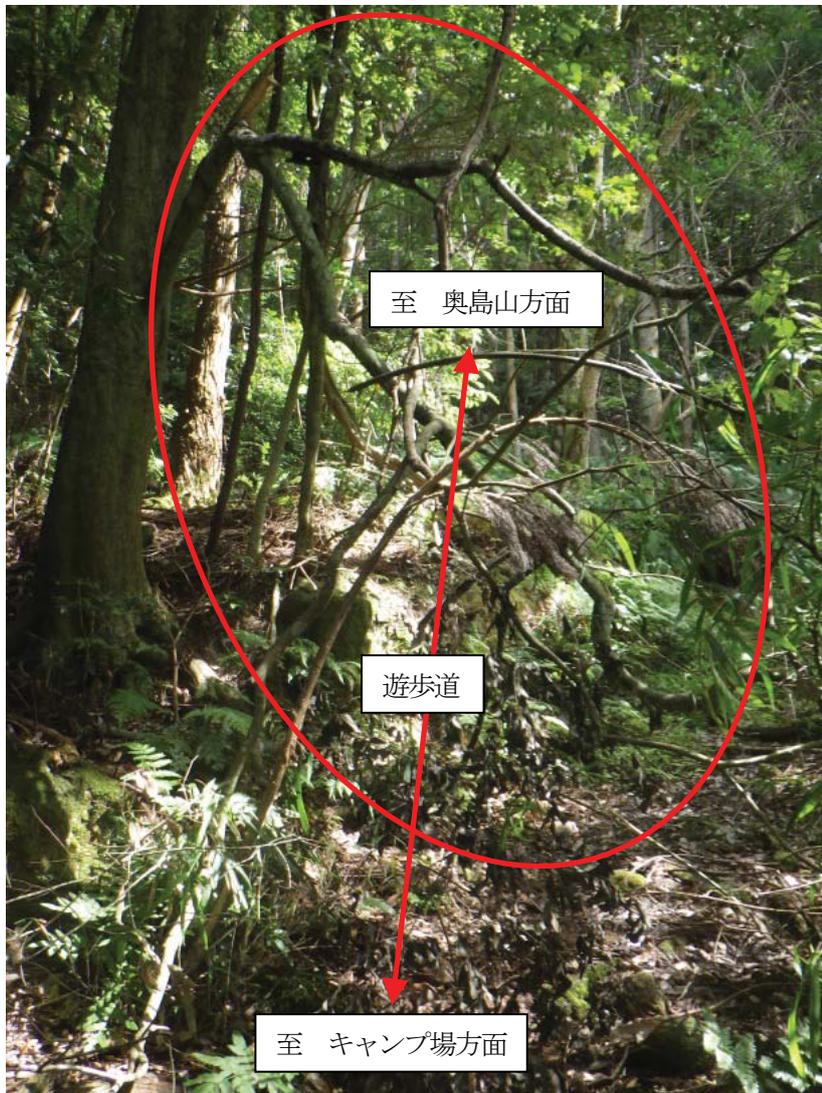
【事例の内容】

遊歩道（宮ヶ浜線）沿いに生い茂る立木の枝が折れ、遊歩道側に垂れ下がっており、遊歩道を歩く利用者は、当該枝をまたぐ必要があるなど通行に支障が生じている。

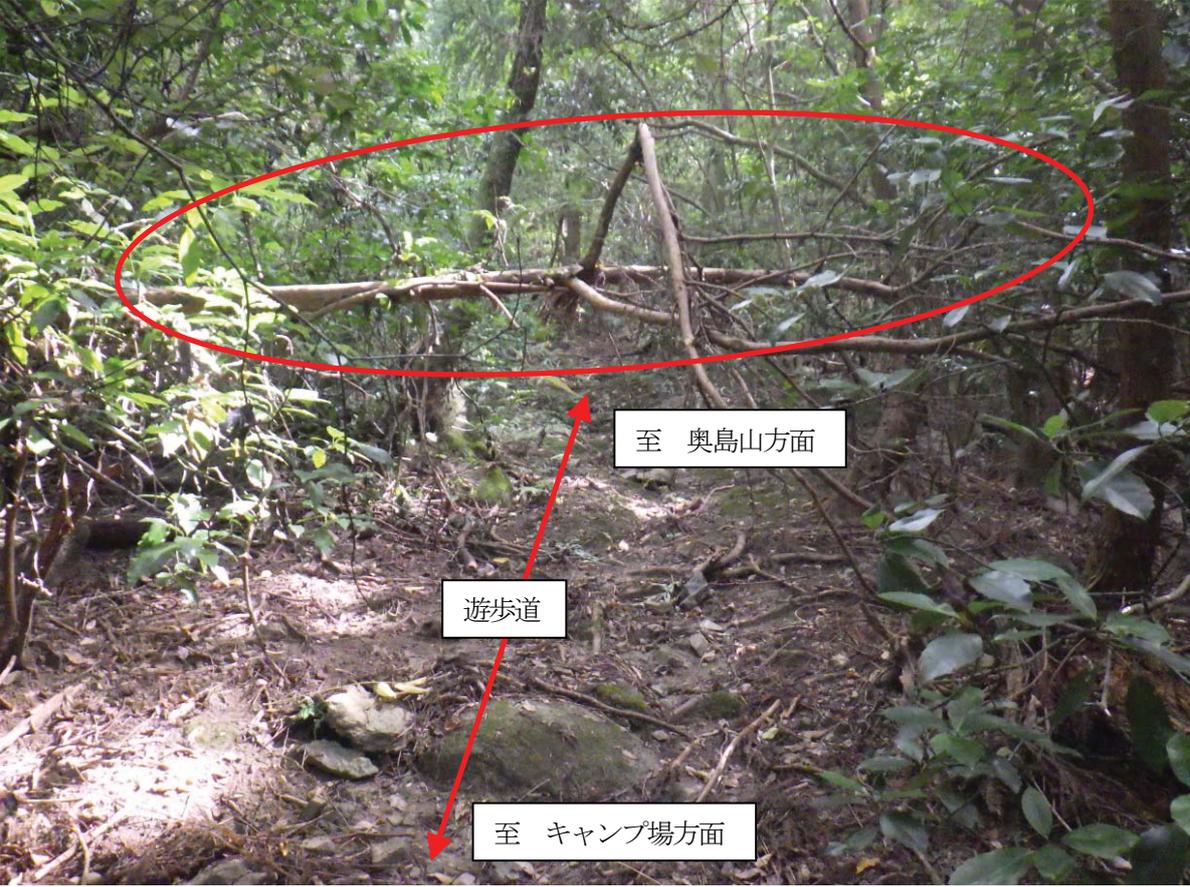
このため、現地を点検し、倒木を撤去するなどの改善措置を講じる必要がある。

【現地写真】

(写真：遊歩道側に垂れ下がっている木の枝)



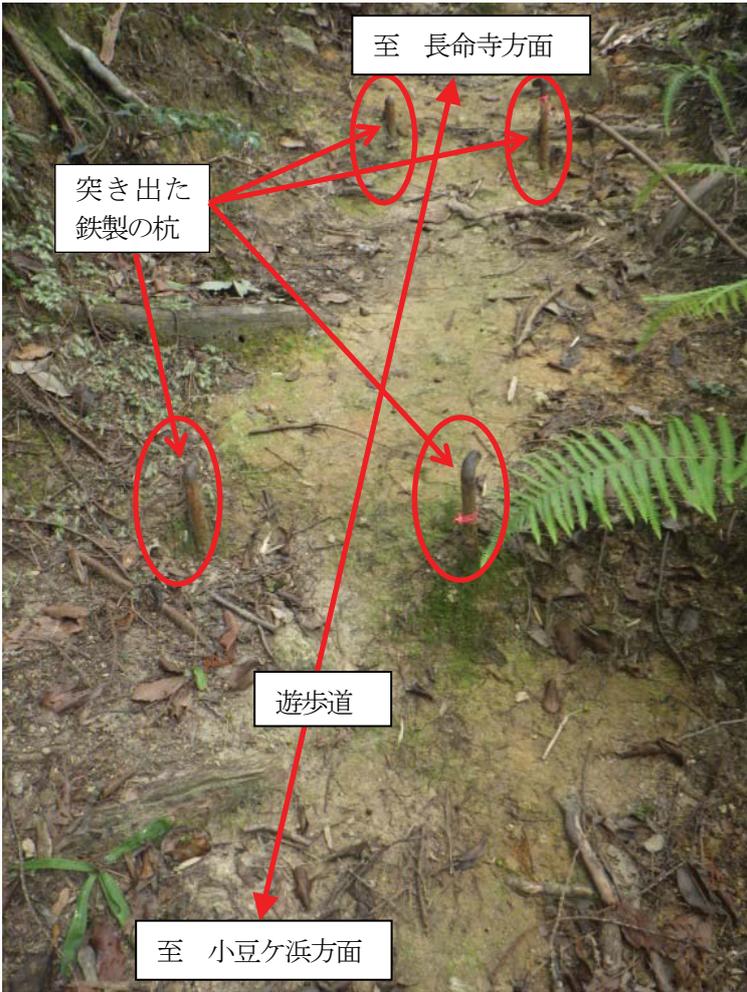
事 例 表

事 例 番 号	奥島13	実地調査年月日	平成28年8月10日
件 名	遊歩道に倒木が覆い被さり利用者に危害を及ぼすおそれ		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	遊歩道
設 置 者	国	管 理 者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（宮ヶ浜線）沿いに生い茂る立木のうち1本が、幹の途中で折れている。当該倒木の上部は、遊歩道をまたいで反対側の立木にもたれかかっており、そのまま遊歩道に落下するおそれがあることから、遊歩道の利用者に危害を及ぼすおそれがある。</p> <p>このため、現地を点検し、利用者の通行を一時禁止（利用禁止措置）した上で、倒木を伐採するなどの改善措置を講じる必要がある。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p>（写真：幹の途中で折れ、遊歩道の上空（胸ほどの高さ）を横切っている。）</p>			
			

事 例 表

事 例 番 号	奥島 14	実地調査年月日	平成 28 年 8 月 10 日
件 名	遊歩道に倒木があり利用者の通行に支障		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林 (奥島地区)		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	遊歩道
設 置 者	国	管 理 者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（宮ヶ浜線）沿いに生い茂っていた立木のうち1本が、根元から折れ、遊歩道に横たわっている。木の腐敗が進んでいることから、倒れてから相当の期間が経過しているものとみられる。遊歩道を歩く利用者は、倒木をまたぐ必要があるなど通行に支障が生じている。</p> <p>このため、現地を点検し、倒木を撤去するなどの改善措置を講じる必要がある。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">(写真：遊歩道に横たわっている倒木)</p>			
			

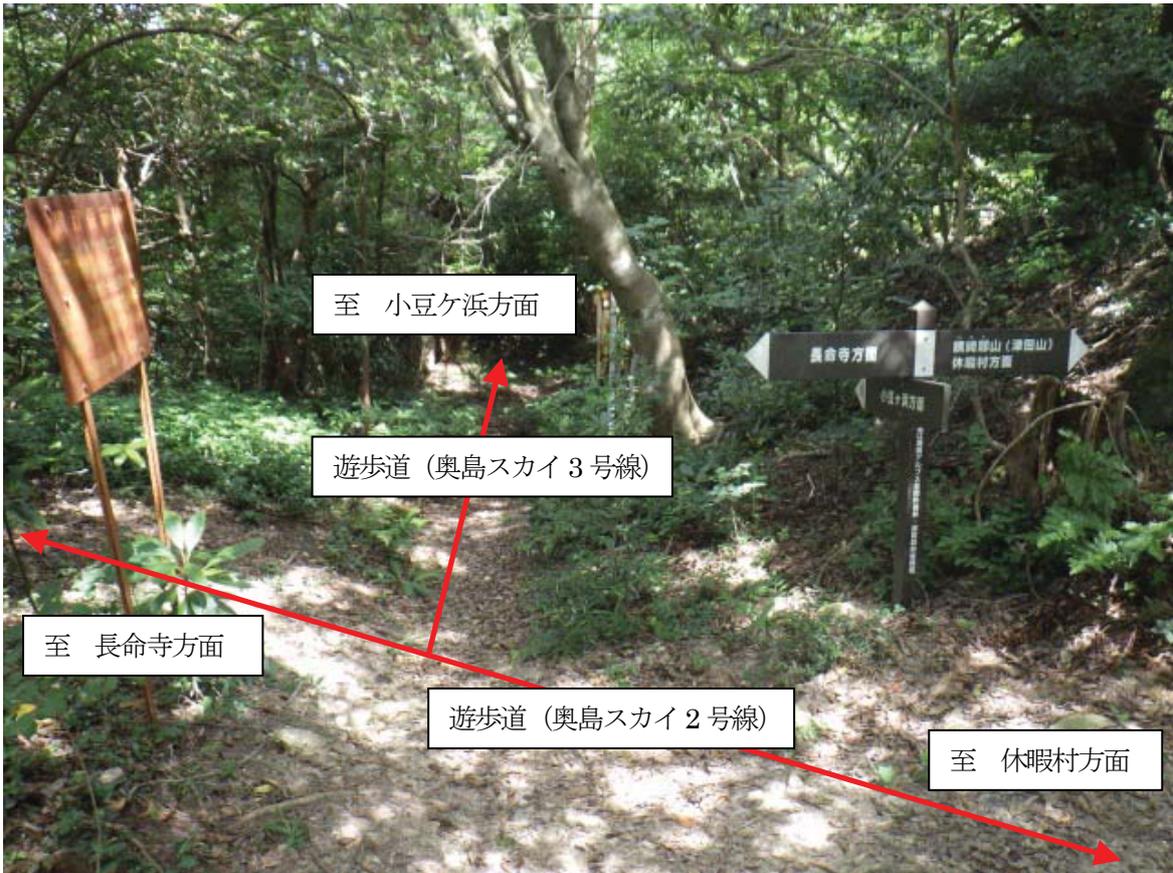
事 例 表

事例番号	奥島15	実地調査年月日	平成28年8月10日
件名	遊歩道の路面に複数の鉄製の杭（階段の横木の固定用）が突き出ており利用者の通行に支障		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	遊歩道
設置者	国	管理者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（奥島スカイ3号線）の路面に、階段の横木を固定する目的で設置された複数の鉄製の杭が5～10センチメートル突き出ている区間がある。当該杭は、老朽化により階段の横木が朽ちて消失したため、足の踏み場に露出したものであり、遊歩道を歩く利用者の足が引っかかり、転倒する危険性があるなど通行に支障が生じている（写真1及び2参照）。</p> <p>このため、現地を点検し、当該杭を撤去するなどの改善措置を講じる必要がある。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">（写真1：遊歩道に突き出ている複数の鉄製の杭）</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

(写真2：鉄製の杭は路面から5～10センチメートル突き出ており、先端は直角に曲がっている。)



事 例 表

事例番号	奥島16	実地調査年月日	平成28年8月10日
件名	通行に支障のある遊歩道に続く分岐点で通行止めの措置や危険情報の提供が行われていない		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	遊歩道
設置者	国	管理者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（奥島スカイ2号線）には、途中、遊歩道（奥島スカイ3号線）との分岐点があり、3方向の誘導標識が設置されている（写真1及び2参照）。当該分岐点から誘導標識の「小豆ヶ浜方面」の標示に従って歩くと、土砂崩れや複数の倒木などにより利用者に危害を及ぼすおそれのある状態となっている遊歩道（奥島スカイ3号線。事例表 奥島-2～9 参照）に続くが、同分岐点では通行止め措置や危険情報の提供が行われていない。</p> <p>このため、現地を点検し、通行を一時禁止（利用禁止措置）した上で、危険情報を提供するなどの改善措置を講じる必要がある。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">（写真1：分岐点の位置関係と誘導標識）</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

(写真2：誘導標識は「小豆ヶ浜方面」と標示し、遊歩道奥島スカイ3号線も案内している。)



事 例 表

事 例 番 号	奥島17	実地調査年月日	平成28年8月10日
件 名	遊歩道の入口に誘導標識が設置されず、草も繁茂しており分かりにくい		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	誘導標識
設 置 者	国	管 理 者	国
【事例の内容】			
<p>遊歩道（野営場2号線）の小豆ヶ浜からの入口には、誘導標識が設置されておらず、また、入口付近では草が繁茂し倒木も横たわっているため、利用者は遊歩道の入口であることが分かりにくい。</p> <p>このため、現地を点検し、草の伐採や倒木の撤去を行うほか、入口であることを示す誘導標識を設置することが望ましい。</p>			
【現地写真】			
(写真：遊歩道の登り口に草が繁茂し倒木が横たわっている。)			
			

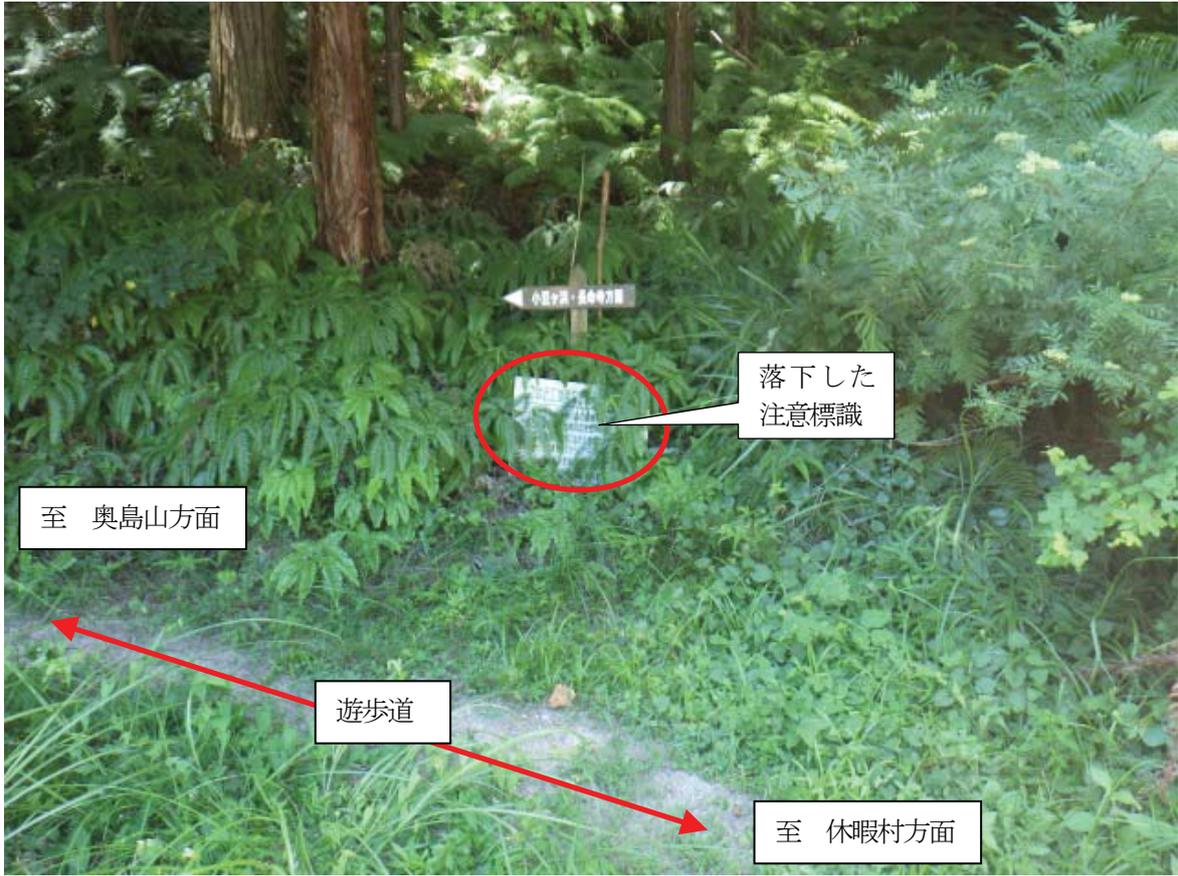
事 例 表

事 例 番 号	奥島 18	実地調査年月日	平成 28 年 8 月 10 日
件 名	誘導標識が設置されていないため遊歩道の入口が分かりにくい		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林 (奥島地区)		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	誘導標識
設 置 者	国	管 理 者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（宮ヶ浜線）のキャンプ場側からの入口は、キャンプ場内の道から分岐しているが、当該分岐点に誘導標識が設置されていないため、利用者は遊歩道の入口であることが分かりにくい。</p> <p>遊歩道の利用者が、遊歩道への入口が分からず迷うおそれがあるため、誘導標識を設置することが望ましい。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">(写真：キャンプ場内の分岐点の位置関係)</p> 			

事 例 表

事 例 番 号	奥島 19	実地調査年月日	平成 28 年 8 月 10 日
件 名	注意標識が地面に倒伏したまま放置		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林 (奥島地区)		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	注意標識
設 置 者	国	管 理 者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道 (奥島スカイ 2 号線) の長命寺側からの入口の遊歩道脇に、注意標識が地面に倒伏したまま放置され、機能を果たしていない。当該標識は、地中に埋設されていた支柱の根元が腐敗したため倒れたものとみられる。</p> <p>なお、注意の内容は、「ゴミ」、「たばこ」及び「トイレ」に関するものであり、レクリエーションの森を利用する上で利用者が注意すべき事柄が記載されている。</p> <p>当該標識は、遊歩道脇の岩に横たわっている状態であり見えにくいいため、遊歩道を歩く利用者が見落とす可能性があることから、標識を適切に管理する必要がある。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">(写真：遊歩道脇に倒れている注意標識)</p>			
			

事 例 表

事 例 番 号	奥島 20	実地調査年月日	平成 28 年 8 月 10 日
件 名	注意標識が地面に落下したまま放置		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林 (奥島地区)		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	注意標識
設 置 者	国	管 理 者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（オサワ谷線）の休暇村側からの入口の遊歩道脇に注意標識が地面に落下し、誘導標識の支柱に立て掛けられおり（周辺に注意標識の支柱は見当たらない）、機能を果たしていない。</p> <p>なお、注意の内容は、「ゴミ」、「たばこ」及び「トイレ」に関するものであり、レクリエーションの森を利用する上で利用者が注意すべき事柄が記載されている。</p> <p>当該標識は、繁茂したシダ等に覆われている状態であり見えにくいいため、遊歩道を歩く利用者が見落とす可能性があることから、標識を適切に管理する必要がある。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">(写真：落下した注意標識)</p>			
			

事 例 表

事例番号	奥島21	実地調査年月日	平成28年8月10日
件名	注意標識が地面に落下したまま放置		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林（奥島地区）		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	注意標識
設置者	国	管理者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（宮ヶ浜線）のキャンプ場からの入口の遊歩道脇に、注意標識が地面に落下しており（周辺に注意標識の支柱は見当たらない）、機能を果たしていない。</p> <p>なお、注意の内容は、「ゴミ」、「たばこ」及び「トイレ」に関するものであり、レクリエーションの森を利用する上で利用者が注意すべき事柄が記載されている。</p> <p>当該標識は、繁茂したシダ等に覆われている状態であり見えにくいいため、遊歩道を歩く利用者が見落とす可能性があることから、標識を適切に管理する必要がある。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">(写真：落下した注意標識)</p>			
			

1-2 湖南アルプス自然休養林 (一丈野地区)

事 例 表

事 例 番 号	一丈野1	実地調査年月日	平成28年8月23日
件 名	遊歩道に倒木があり利用者の通行に支障		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林（一丈野地区）		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	遊歩道
設 置 者	国	管 理 者	国

【事例の内容】

遊歩道（天狗岩山線）に、膝の高さほどの倒木が複数横たわっており、遊歩道を歩く利用者は、倒木をまたぐ必要があるなど通行に支障が生じている。

このため、現地を点検し、倒木を撤去するなどの改善措置を講じる必要がある。

【現地写真】

(写真：遊歩道に根元から折れた木が横たわっている)



事 例 表

事例番号	一丈野2	実地調査年月日	平成28年8月23日
件名	繁茂したシダ等が遊歩道に覆い被さり利用者の通行に支障		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林（一丈野地区）		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	遊歩道
設置者	国	管理者	国

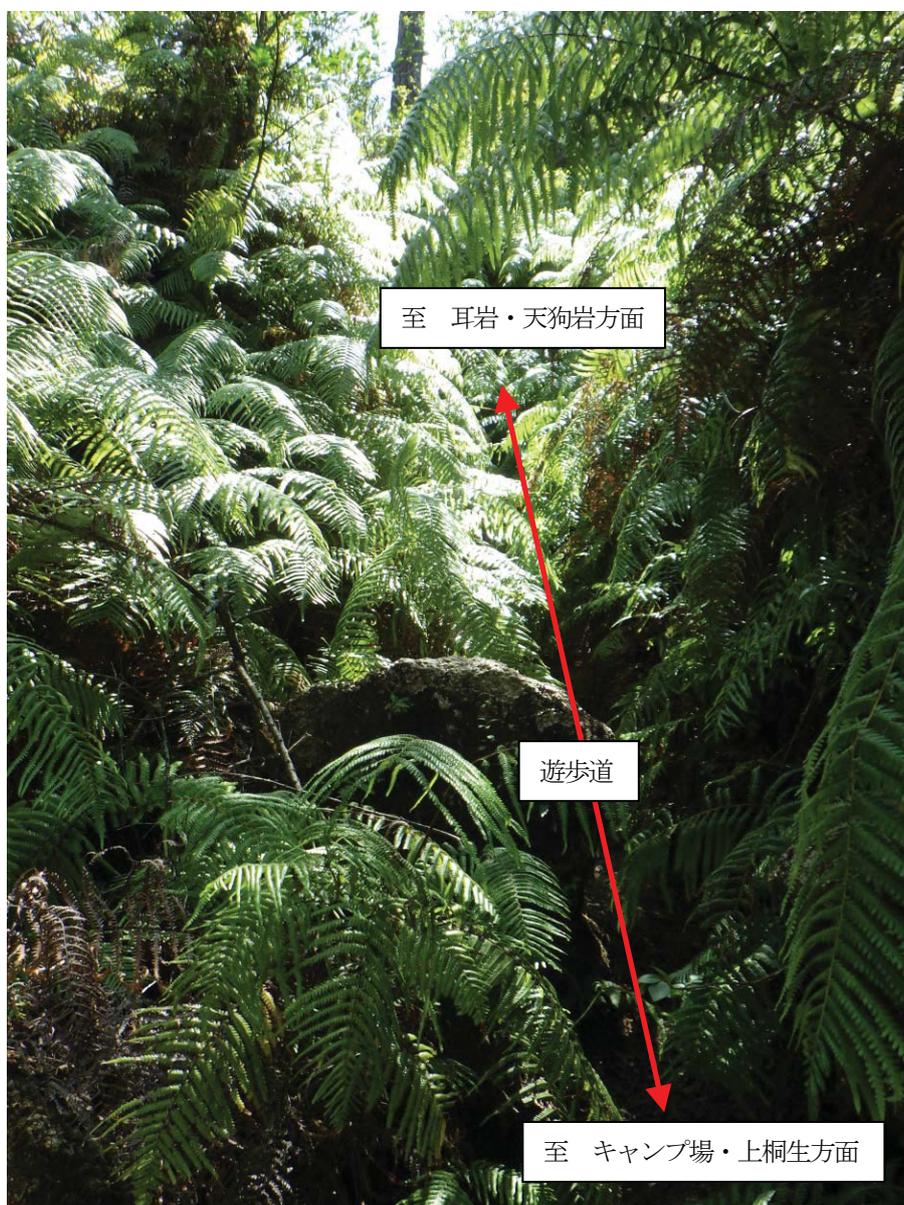
【事例の内容】

遊歩道（天狗岩山線）沿いにシダ等が繁茂し、遊歩道に覆い被さっている区間がある。シダ等は胸の高さまで繁茂し、路面が見えず進行方向が分かりにくいなど、利用者の通行に支障が生じている。

このため、現地を点検し、利用者の通行を一時禁止（利用禁止措置）した上で、シダ等を伐採するなどの改善措置を講じる必要がある。

【現地写真】

（写真：シダが腰ほどの高さになっており、遊歩道に覆い被さっている）



事 例 表

事 例 番 号	一丈野3	実地調査年月日	平成28年8月23日
件 名	遊歩道の分岐点に誘導標識がなく利用者が迷うおそれ		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林（一丈野地区）		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	誘導標識
設 置 者	国	管 理 者	国

【事例の内容】

キャンプ場から遊歩道（天狗岩山線（谷沿いルート））に入ってすぐの地点に、遊歩道と行き先が不明な道との分岐点があるが、当該分岐点には誘導標識が設置されておらず、利用者が迷うおそれがある。
 このため、誘導標識を設置することが望ましい。

【現地写真】

（写真：分岐点の位置関係）



事 例 表

事例番号	一丈野4	実地調査年月日	平成28年8月23日
件名	遊歩道の分岐点に誘導標識がなく利用者が迷うおそれ		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林（一丈野地区）		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	誘導標識
設置者	国	管理者	国
<p>【事例の内容】 コールポイント T5 地点に耳岩・天狗岩方面に向かう遊歩道（天狗岩山線）と約100m先が行き止まりとなっている道との分岐点があるが、当該分岐点には誘導標識がなく、利用者が迷うおそれがある。 このため、誘導標識を設置することが望ましい。</p>			
<p>【現地写真】 （写真：分岐点の位置関係）</p>			

事 例 表

事例番号	一丈野5	実地調査年月日	平成28年8月23日
件名	ユニバーサルデザインを導入している遊歩道（たまみずきの道）で車いす等の脱輪防止のための「立ち上がり」が未設置		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林（一丈野地区）		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	遊歩道
設置者	国	管理者	国
【事例の内容】			
<p>ユニバーサルデザインを導入している遊歩道（たまみずきの道）において、急な斜面が隣接しているにもかかわらず、車いすの脱輪防止のための「立ち上がり」（注）が遊歩道脇に設置されていない箇所がある。</p> <p>このため、ユニバーサルデザインを導入している道であることを踏まえ、「立ち上がり」を設置するなど改善措置を講じる必要がある。</p> <p>（注）水平な路面に対し垂直に設置（現地では丸太を使用）することにより、脱輪や転倒等を防止する役割</p>			
【現地写真】			
（写真：遊歩道脇に立ち上がりが設置されていない箇所）			
			

事 例 表

事例番号	一丈野6	実地調査年月日	平成28年8月23日
件名	ユニバーサルデザインを導入している遊歩道（たまみずきの道）の路肩が一部陥没し「立ち上がり」との間に隙間が生じており、車いすやベビーカーが転落等するおそれ		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林（一丈野地区）		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	遊歩道
設置者	国	管理者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>ユニバーサルデザインを導入している遊歩道（たまみずきの道）において、遊歩道脇の路面が陥没し「立ち上がり」(注)との間に隙間が生じており、「立ち上がり」が機能せず、車いすやベビーカーが脱輪し転落等するおそれがある箇所がある。</p> <p>このため、ユニバーサルデザインを導入している道であることを踏まえ、車いすやベビーカーの脱輪を防ぐために修繕等の改善措置を講じる必要がある。</p> <p>(注) 水平な路面に対し垂直に設置（現地では丸太を使用）することにより、脱輪や転倒等を防止する役割</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">(写真：路面が陥没し「立ち上がり」との間に溝)</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

事 例 表

事 例 番 号	一丈野7	実地調査年月日	平成28年8月23日
件 名	ユニバーサルデザインを導入している遊歩道（たまみずきの道）において、暗渠のふたにすき間がある箇所があり、車いすやベビーカーが脱輪するおそれ		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林（一丈野地区）		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	遊歩道
設 置 者	国	管 理 者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>ユニバーサルデザインを導入している遊歩道（たまみずきの道）において、暗渠のふたの間に幅が約5cm、長さが約60cmのすき間がある箇所があり（写真1～3参照）、車いすやベビーカーが脱輪するおそれがある。</p> <p>このため、ユニバーサルデザインを導入していることを踏まえ、車いすやベビーカーの脱輪を防ぐため修繕等の改善措置を講じる必要がある。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">(写真1：暗渠のふたの間にすき間)</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

(写真2 : ふたのすき間幅約 5cm)



(写真3 : ふたのすき間長さ約 60cm)



事 例 表

事例番号	一丈野8	実地調査年月日	平成28年8月23日
件名	ユニバーサルデザインを導入している遊歩道（たまみずきの道）に草が繁茂し、車いす使用者等の通行の支障となっている		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林（一丈野地区）		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	遊歩道
設置者	国	管理者	国
【事例の内容】			
<p>ユニバーサルデザインを導入している遊歩道（たまみずきの道）の入口付近から約10mに渡って草が生い茂っており、車いすやベビーカーの使用者が通行する上で支障が生じている。</p> <p>このため、車いす使用者等が快適に散策できるよう、草が生い茂る時期を踏まえ、計画的に草刈りを行うなど改善措置を講じる必要がある。</p>			
【現地写真】			
(写真：約10mに渡り歩道に雑草が生い茂っている)			
			

事 例 表

事例番号	一丈野9	実地調査年月日	平成28年8月23日
件名	車いす使用者用の駐車スペースに資材が置かれたままになっているなど利用困難な状況		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林（一丈野地区）		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	駐車場
設置者	国	管理者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>ユニバーサルデザインを導入している遊歩道（たまみずきの道）の入口に設置されている車いす使用者用の駐車スペースにポールが立てられ、資材が置かれたままとなっているだけでなく、当該スペースにまでに樹木が繁茂し、駐車場の利用が困難な状況となっている（写真1及び2参照）。</p> <p>このため、車いす使用者が駐車スペースを利用できるよう資材等の撤去や隣接する樹木の伐採を行うなど改善措置を講じる必要がある。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">(写真1：ポールと資材が置かれた駐車スペース)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">(写真2：車いす使用者用の駐車スペースにまで樹木が繁茂)</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

事例表

事例番号	一丈野 10	実地調査年月日	平成 28 年 8 月 23 日
件名	遊歩道に設置された眺望ポイントに樹木が繁茂し、景観が望めない		
レクリエーションの森名	近江湖南アルプス自然休養林 (一丈野地区)		
管轄森林管理署等名	滋賀森林管理署	施設等名	遊歩道
設置者	国	管理者	国

【事例の内容】

近畿中国森林管理局が作成したリーフレットや現地を設置されている案内標識(案内図)では、「琵琶湖や比叡山が一望できます」との記載と併せて遊歩道(たまみずきの道)に設置された眺望ポイント「ビューポイント」が記載されている(写真1参照)。

しかし、当該ビューポイントでは、繁茂した樹木により視界がさえぎられ、琵琶湖や比叡山を一望することはできない状況となっている(写真2参照)。

このため、案内図の記載内容の見直しを行うなど改善措置を講じる必要がある。

【現地写真】

(写真1:案内図でのビューポイントに関する記載内容)



(写真2:ビューポイントでは、樹木が繁茂し、琵琶湖や比叡山を一望することはできない(現地写真))



2 明治の森箕面自然休養林

事 例 表

事 例 番 号	箕面 1	実地調査年月日	平成 28 年 8 月 5 日
件 名	遊歩道の一部が崩れ落ち、しかも利用禁止措置が有効に機能していない		
レクリエーションの森名	明治の森箕面自然休養林		
管轄森林管理署等名	京都大阪森林管理事務所	施設等名	遊歩道
設 置 者	大阪府	管 理 者	大阪府

【事例の内容】

緊急ポイント「J-5」地点から清水谷方面に進む途中の遊歩道（自然研究路 8 号線）の一部が、浸食により幅約 4m にわたって崩壊している（写真 1 及び 2 参照）。しかも、崩壊の仕方が一定しておらず、遊歩道の幅が最も狭くなっている箇所は「約 80cm」で、すれ違うことが困難な状況である（写真 3 参照）。この箇所について、今後、雨が降る都度、更に崩壊が進行し、歩道幅がさらに狭くなっていくものとみられる。

現地には、既にポールと「きけん立入禁止」と書かれたテープにより、遊歩道崩壊部の通行について当面の利用禁止措置が講じられている。しかし、同ポールが倒れて、注意喚起のテープも遊歩道に落下しており、利用禁止措置が有効に機能していない状況にある（写真 3 参照）。

このため、現地の点検を行い、改善方法の検討が必要と考えられる。

【現地写真】

(写真 1 : 路肩が崩壊した遊歩道)



(写真 2 : 路肩が幅約 4m にわたって崩壊)



(写真 3 : 遊歩道の幅が最も狭い箇所は幅約 80 cm)



事 例 表

事例番号	箕面2	実地調査年月日	平成28年8月22日 10月4日
件名	遊歩道の路肩の一部が崩落などしており、安全な通行に支障がある		
レクリエーションの森名	明治の森箕面自然休養林		
管轄森林管理署等名	京都大阪森林管理事務所	施設等名	遊歩道
設置者	大阪府	管理者	大阪府
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（自然研究路7号線）について、緊急ポイント「F1」地点から「H1」地点に向かう途中、次のとおり、路肩が4か所で崩壊していた。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 路肩の一部が崩落し、安全柵が幅約2mも落下している（写真1参照）。 ② 安全柵の下部の路肩に、直径約10cmの穴が開いている。ここに雨水が流れ込み、路肩側に穴が広がり、路肩が崩れかけている（写真2参照）。 ③ 路肩の一部が崩落し、幅約170cmの安全柵も一緒に倒壊している（写真3参照）。 ④ 路肩側から路面土が流失し、縦約70cm、横約40cmの穴が空いている。また、路面土の流出により、路盤を形成する横木が浮き上がっており、これらをまたいで進まざるを得ない（写真4参照）。 <p>大阪府は、同研究路の入口にある緊急ポイント「F1」付近に「通行注意 一部土砂崩落が発生しているので十分に注意してください！」との標識を設置し、注意喚起を行っている（写真5参照）。</p> <p>しかし、いずれの箇所も、今後、雨水等により浸食や崩壊が更に進行すると、路肩の流失が進み、利用者の安全な通行に支障となりかねない。このため、現地の点検を行い、当面の利用禁止措置や改善方法の検討が必要と考えられる。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p>（写真1：路肩の一部が崩落し、土留め工の木材も落下）</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

(写真2：防護柵の下部の路肩に、直径約10cmの穴が開いている。)



この穴に雨水が流れ込み、路肩側に穴が広がり路肩が崩れかけている。

(写真3：遊歩道の路肩が一部崩壊し、防護柵も倒壊)



路肩が崩壊し、柵が幅約170cmにわたって落下

(写真4：遊歩道の路盤が流出し穴が開き、防護柵を支える横木が浮き上がっている)



路面土が流失し、縦約70cm、横約40cmの穴が開いている

路肩側から路面土が流失。路盤を形成する横木が浮き上がっている

(写真5:7号線入口(緊急ポイント「F1」)付近に設置された「通行注意」の標識)



事 例 表

事例番号	箕面3	実地調査年月日	平成28年8月22日 10月4日
件名	安全柵が一部破損しており、利用禁止措置も不十分		
レクリエーションの森名	明治の森箕面自然休養林		
管轄森林管理署等名	京都大阪森林管理事務所	施設等名	遊歩道
設置者	大阪府	管理者	大阪府

【事例の内容】

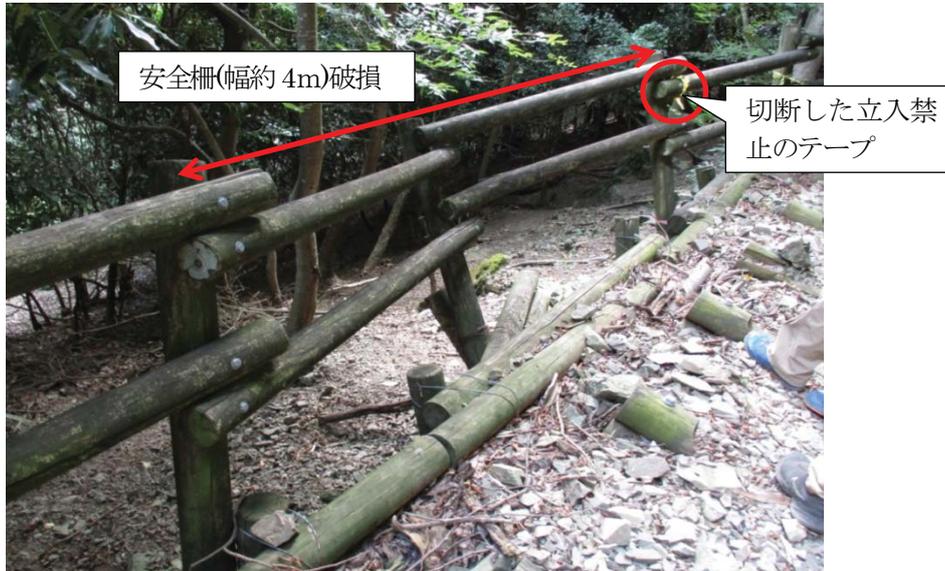
遊歩道（自然研究路7号線）の緊急ポイント「F1」地点から「H1」地点に向かう途中、安全柵（木製）が2か所で一部破損し、倒れかけており、安全な通行に支障となりがねない（写真1及び2参照）。

また、それらのうち1か所では、「立入禁止」のテープも切断しており、利用禁止措置が不十分となっている（写真1参照）。

このため、現地の点検を行い、当面の利用禁止措置を講じた上で、改善方法の検討が必要と考えられる。

【現地写真】

（写真1：木製の安全柵（幅約4m）が一部破損し、倒れかけている。）



（写真2：木材とロープによる安全柵（幅約6m）が倒れかけている）



事 例 表

事例番号	箕面4	実地調査年月日	平成28年8月5日 8月22日
件名	林道沿いに倒木があり危険		
レクリエーションの森名	明治の森箕面自然休養林		
管轄森林管理署等名	京都大阪森林管理事務所	施設等名	遊歩道
設置者	国	管理者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>箕面林道沿いの斜面に生い茂る立木のうち1本が、根元付近で折れかかっている。当該立木の上部は、林道をまたいで反対側の立木にもたれかかっていることから、そのまま林道に落下し、林道を歩く利用者に被害を及ぼすおそれがある。(写真1及び2参照)。</p> <p>早急に、現地を点検し、利用者の通行を一時禁止(利用禁止措置)した上で、伐採し撤去するなどの改善措置を講ずる必要がある。</p> <p>(注) 本事例については、8月10日、当局から近畿中国森林管理局に、現地写真を添えて情報提供したところ、同月11日、伐採し撤去された(8月22日実地調査で確認済み。写真3参照)。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p>(写真1: 根元でほとんど折れかけ、反対側の立木にもたれかかっている(8月5日))</p>  <p>(写真2: 折れかかっている箇所の拡大(8月5日))</p> 			

(写真3：伐採を確認 (8月22日))



事 例 表

事例番号	箕面5	実地調査年月日	平成28年8月15日 8月22日
件名	遊歩道に倒木が覆い被さり利用者に危害を及ぼすおそれ		
レクリエーションの森名	明治の森箕面自然休養林		
管轄森林管理署等名	京都大阪森林管理事務所	施設等名	遊歩道
設置者	大阪府	管理者	大阪府
【事例の内容】			
<p>遊歩道（自然研究路4号線）沿い斜面の立木のうち1本が根元付近からほとんど折れかけており、その上部が垂れ下がって、研究路に覆い被さる形となっている。このため、研究路の利用者は、枝葉をかき分けるか、すき間を探しながら通行しなければならず、円滑な通行に支障をきたしている。</p> <p>また、この木は、今後、折れて遊歩道側に落下しそうな状況にあり、遊歩道の利用者に危害を及ぼすおそれがある。</p> <p>早急に、現地を点検し、利用者の通行を一時禁止（利用禁止措置）した上で、伐採し撤去するなどの改善措置を講ずる必要がある。</p> <p>（注）本事例については、8月16日、当局から近畿中国森林管理局に、現地写真を添えて情報提供したところ、同日に伐採し撤去された（8月22日実地調査で確認済み。写真3参照）。</p>			
【現地写真】			
（写真1：ほとんど折れかけて、上部の枝葉が遊歩道に垂れ下がっている）			
			

(写真2：上部の枝葉が垂れ下がり、研究路に覆い被さっている)



(写真3：伐採確認(8月22日))



事 例 表

事 例 番 号	箕面6	実地調査年月日	平成28年8月15日
件 名	落石により通行止めとなっている遊歩道の入口に危険情報を知らせる案内板等が未設置		
レクリエーションの森名	明治の森箕面自然休養林		
管轄森林管理署等名	京都大阪森林管理事務所	施設等名	遊歩道
設 置 者	大阪府	管 理 者	大阪府

【事例の内容】

落石により通行止めとなっている遊歩道（自然研究路2号線）において、同研究路下部の百年橋側の入口では「通行止めのお知らせ「自然研究路2号線百年橋付近（位置図参照）で落石が発生するおそれがありますので通行止めをしています。」との危険情報について案内板により情報提供が行われている（写真1参照）。

しかし、同研究路上部の遊歩道（自然研究路3号線）分岐地点では、ロープによる通行止めは行われているものの、危険情報の案内板が設置されておらず、情報提供が行われていない（写真2参照）。

このため、現地の再点検を行い、改善方法の検討が必要と考えられる。

（注）本事例については、8月31日、当局から近畿中国森林管理局に、現地写真を添えて情報提供したところ、9月9日に再度、案内板が設置された（写真3参照）。

〔通行止め位置図〕



（注）大阪府のホームページ掲載資料に基づき、当局が作成した。

【現地写真】

(写真1：自然研究路2号線下部入口付近、注意喚起の表示あり (8月15日))



注意喚起の表示あり

(写真2：自然研究路2号線上部同3号線分岐付近、注意喚起の表示なし (8月15日))



ロープにより通行止が行われているものの、注意喚起の表示はない。

(写真3：注意喚起の表示を再設置（9月9日）。※写真は大阪府提供）



注意喚起の表示あり

事 例 表

事 例 番 号	箕面7	実地調査年月日	平成28年8月15日
件 名	山火事防止の観点から設置が望ましくない吸い殻入れが設置		
レクリエーションの森名	明治の森箕面自然休養林		
管轄森林管理署等名	京都大阪森林管理事務所	施設等名	吸い殻入れ
設 置 者	大阪府	管 理 者	大阪府
<p>【事例の内容】 遊歩道の利用者向けと思われる吸い殻入れが、遊歩道（自然研究路4号線）に設置され、使用されている。 山火事防止の観点から、吸い殻入れは撤去することが望ましい。</p>			
<p>【現地写真】 (写真：遊歩道に設置された吸い殻入れ)</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

事 例 表

事 例 番 号	箕面8	実地調査年月日	平成28年8月22日	
件 名	山火事防止の観点から設置が望ましくない吸い殻入れが設置			
レクリエーションの森名	明治の森箕面自然休養林			
管轄森林管理署等名	京都大阪森林管理事務所	施設等名	吸い殻入れ	
設 置 者	大阪府	管 理 者	大阪府	
<p>【事例の内容】 遊歩道の利用者向けと思われる吸い殻入れが、遊歩道（東海自然歩道）に設置され、使用されている。山火事防止の観点から、吸い殻入れは撤去することが望ましい。</p>				
<p>【現地写真】 (写真：遊歩道に設置された吸い殻入れ)</p>				
				

事 例 表

事 例 番 号	箕面9	実地調査年月日	平成28年8月22日
件 名	山火事防止の観点から設置が望ましくない吸い殻入れが設置		
レクリエーションの森名	明治の森箕面自然休養林		
管轄森林管理署等名	京都大阪森林管理事務所	施設等名	吸い殻入れ
設 置 者	大阪府	管 理 者	大阪府
<p>【事例の内容】 公園の利用者向けと思われる吸い殻入れが、エキスポ90みのおの森内のトイレ前に設置され、使用されている。 山火事防止の観点から、吸い殻入れは撤去することが望ましい。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">(写真：トイレ前に設置された吸い殻入れ)</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

事 例 表

事 例 番 号	箕面 10	実地調査年月日	平成 28 年 8 月 5 日
件 名	勝尾寺園地のイベント広場内に設置されている木製ベンチがひび割れたり、コケが覆っており使用困難		
レクリエーションの森名	明治の森箕面自然休養林		
管 轄 森 林 管 理 署 等 名	京都大阪森林管理事務所	施設等名	ベンチ
設 置 者	国	管 理 者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>勝尾寺園地内のイベント広場に設置されている木製のベンチうち、2か所の木製ベンチは、老朽化によりひび割れているもの及びコケが一面に覆っているものであり、使用困難となっている（写真 1 及び 2 参照）。</p> <p>また、当面の利用禁止措置も講じられていない。</p> <p>このため、現地の点検を行い、まずは、当面の利用禁止措置を講じた後、改善方法を検討する必要がある。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">(写真 1 : ひび割れているベンチ)</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

(写真2：コケが一面に覆っているベンチ)



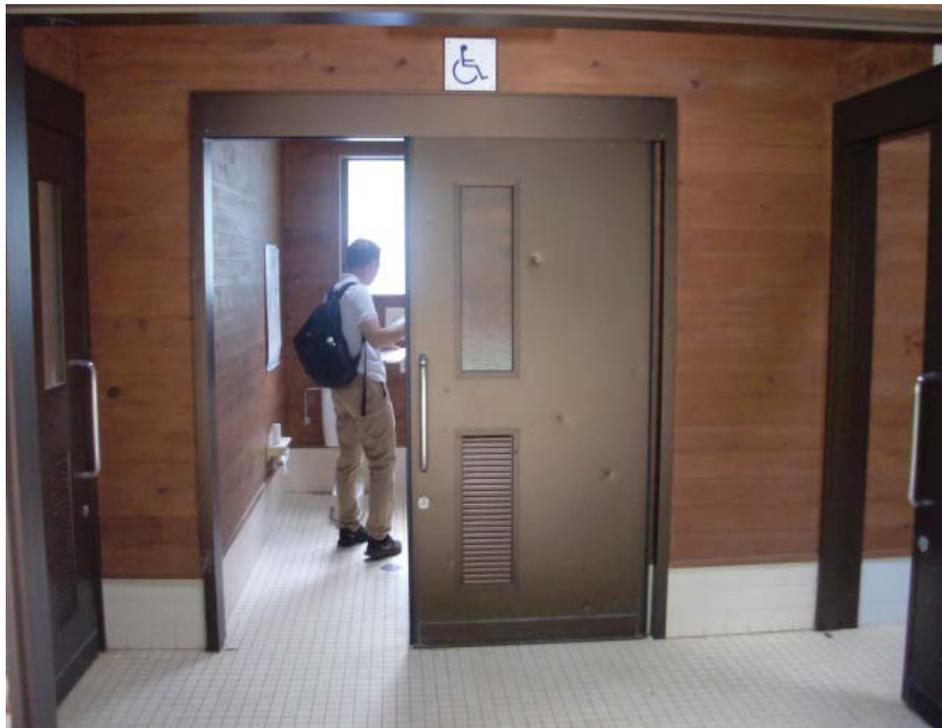
事 例 表

事 例 番 号	箕面 11	実地調査年月日	平成 28 年 8 月 15 日
件 名	遊歩道（自然研究路 4 号線）に設置されている木製ベンチが土砂の堆積により地面に埋没しており使用困難		
レクリエーションの森名	明治の森箕面自然休養林		
管轄森林管理署等名	京都大阪森林管理事務所	施設等名	ベンチ
設置者	大阪府	管理者	大阪府
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（自然研究路 4 号線）のかえる池付近に設置されている 2 か所の木製のベンチは、土砂の堆積により地面に埋没していることから、使用困難となっている（写真 1 及び 2 参照）。</p> <p>また、当面の利用禁止措置も講じられていない。</p> <p>このため、現地の点検を行い、当面の利用禁止措置を講じた上で、改善方法の検討が必要と考えられる。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">（写真 1：ベンチから地面まで約 20cm しかない（右側のベンチ））</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">（写真 2：ベンチから地面まで約 16cm しかない（左側のベンチ））</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>			

事 例 表

事 例 番 号	箕面 12	実地調査年月日	平成 28 年 8 月 5 日 8 月 22 日
件 名	勝尾寺園地内におけるトイレの幼児用便器の便座が壊れており使用不能		
レクリエーションの森名	明治の森箕面自然休養林		
管 轄 森 林 管 理 署 等 名	京都大阪森林管理事務所	施設等名	トイレ
設 置 者	国	管 理 者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>勝尾寺園地内には、車いす使用者が利用できるトイレが設置されている（写真1及び2参照）。同トイレ内には、幼児用便器が設置されているが、便座が壊れており使用できない(写真3参照)。また、破損した便器について、当面の利用禁止措置も講じられていない。このため、現地の点検を行い、まずは、当面の利用禁止措置を講じた後、修繕する必要がある。</p> <p>(注) 本事例については、8月31日、当局から近畿中国森林管理局に、現地写真を添えて情報提供したところ、10月27日に、便座が修繕された。(写真4参照)。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p>(写真1：車いす使用者が利用できるトイレ)</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

(写真2：トイレ入口)



(写真3：便座が壊れて使用できない幼児用便器)



(写真4：便座を修繕（10月27日）。※写真は近畿中国森林管理局提供）



事 例 表

事例番号	箕面13	実地調査年月日	平成28年8月5日 8月22日
件名	遊歩道の分岐点に誘導標識がないため利用者が困惑するおそれがある		
レクリエーションの森名	明治の森箕面自然休養林		
管轄森林管理署等名	京都大阪森林管理事務所	施設等名	誘導標識
設置者	大阪府	管理者	大阪府
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（東海自然歩道）と遊歩道（自然研究路8号線）が交わる緊急ポイント「J5」付近から遊歩道（東海自然歩道を経由して緊急ポイント「J6」方面に向かうと直ぐに、「東海自然歩道」と「歩道」との分岐点がある（写真1参照）。同分岐点には誘導標識が設置されておらず、また、同分岐点の手前に設置された誘導標識にも「歩道」が掲載されていないため、利用者が困惑するおそれがある。</p> <p>当局が「歩道」を進んで行ったところ、勝尾寺園地手前で遊歩道（自然研究路8号線）に合流することが判明した（写真2参照）。ただし、当該歩道は急勾配の悪路であることから、上記の分岐点に「左側歩道は悪路、通行注意」など注意喚起の標識の設置等を行うことが望ましい。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">（写真1：分岐点における東海自然歩道と歩道の位置関係）</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

(写真2：誘導標識(写真1の拡大)に掲載があるのは「赤」の遊歩道のみ。掲載されていない「歩道」のおおまかな位置(便宜上、青色の点線で追記)



事 例 表

事 例 番 号	箕面 14	実地調査年月日	平成 28 年 8 月 22 日
件 名	遊歩道の分岐点に誘導標識がないため利用者が困惑するおそれがある		
レクリエーションの森名	明治の森箕面自然休養林		
管轄森林管理署等名	京都大阪森林管理事務所	施設等名	誘導標識
設 置 者	大阪府	管 理 者	大阪府

【事例の内容】

緊急ポイント「J4」地点から遊歩道（東海自然歩道）を經由して緊急ポイント「J5」方面に向かう途中、「東海自然歩道」と「歩道」との分岐点がある。当該分岐点には、誘導標識が設置されていないため、利用者が困惑するおそれがある（写真1参照）。

なお、上記分岐点近くの緊急ポイント「J4」付近にも「東海自然歩道」と「歩道」との分岐点があるが、誘導標識が設置されている（写真2及び3参照）。

【現地写真】

(写真1：分岐点の位置関係)



(写真2：誘導標識が設置されている分岐点（緊急ポイント「J4」付近）)



(写真3:「誘導標識」(写真2)の拡大)



事 例 表

事 例 番 号	箕面 15	実地調査年月日	平成 28 年 8 月 15 日
件 名	案内標識（案内図）が木柵から外れたまま地面に放置されている		
レクリエーションの森名	明治の森箕面自然休養林		
管轄森林管理署等名	京都大阪森林管理事務所	施設等名	案内標識
設 置 者	国	管 理 者	国
<p>【事例の内容】 遊歩道（自然研究路 2 号線）百年橋入口付近に案内標識「箕面自然休養林案内図」が設置されているが、当該案内標識が破損し、木柵から外れたまま地面に放置されている（写真 1 及び 2 参照）。 このため、案内標識を適切に管理する必要がある。</p>			
<p>【現地写真】 （写真 1：木柵から外れたまま地面に放置されている案内標識）</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

(写真2：放置されたままの案内標識)



事 例 表

事例番号	箕面 16	実地調査年月日	平成 28 年 8 月 22 日
件名	案内標識の掲載内容が古く案内図として機能していない		
レクリエーションの森名	明治の森箕面自然休養林		
管轄森林管理署等名	京都大阪森林管理事務所	施設等名	案内標識
設置者	国	管理者	国

【事例の内容】

緊急ポイント「J4」地点から遊歩道（東海自然歩道）を緊急ポイント「J5」方面に向かう途中に案内標識「箕面自然休養林案内図」が設置されているが、同案内標識の掲載内容は古く、大阪府が設置している遊歩道（自然研究路）や公園（エキスポ 90 みのお記念の森など）を紹介していない等、案内図として機能していない。

【現地写真】

(写真：箕面自然休養林案内図の掲載状況)



事 例 表

事 例 番 号	箕面 17	実地調査年月日	平成 28 年 8 月 22 日
件 名	案内標識の掲載内容が古く案内図として機能していない		
レクリエーションの森名	明治の森箕面自然休養林		
管轄森林管理署等名	京都大阪森林管理事務所	施設等名	案内標識
設 置 者	国	管 理 者	国

【事例の内容】

エキスポ90みのお記念の森入口付近に案内標識「箕面自然休養林案内図」が設置されているが、同案内標識の掲載内容は古く、大阪府が設置している遊歩道（自然研究路）や公園（エキスポ90みのお記念の森など）を紹介していない等、案内図として機能していない。

【現地写真】

(写真：箕面自然休養林案内図の掲載状況)



事 例 表

事 例 番 号	箕面 18	実地調査年月日	平成 28 年 8 月 5 日
件 名	案内標識の掲載内容が古く案内図として機能していない		
レクリエーションの森名	明治の森箕面自然休養林		
管轄森林管理署等名	京都大阪森林管理事務所	施設等名	案内標識
設 置 者	国	管 理 者	国

【事例の内容】

清水谷園地の入口付近に案内標識「箕面自然休養林案内図」が設置されているが、同案内標識の掲載内容は古く、大阪府が設置している遊歩道（自然研究路）や公園（エキスポ90 米のお記念の森など）を紹介していない等、案内図として機能していない。

【現地写真】

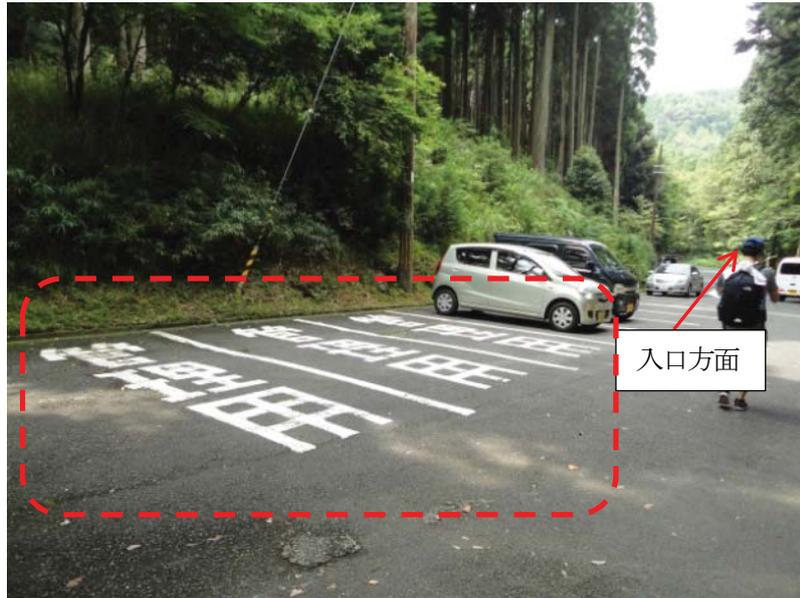
(写真：箕面自然休養林案内図の掲載状況)



事 例 表

事 例 番 号	箕面 19	実地調査年月日	平成 28 年 8 月 5 日 8 月 22 日
件 名	勝尾寺園地駐車場には車いす使用者用のトイレが設置されているにもかかわらず、同駐車スペースが未設置		
レクリエーションの森名	明治の森箕面自然休養林		
管轄森林管理署等名	京都大阪森林管理事務所	施設等名	駐車場
設 置 者	国	管 理 者	国
【事例の内容】			
<p>勝尾寺園地内には車いす使用者が利用できるトイレが設置され、同園地の駐車場入口に設置された案内標識では、その旨の表示が行われている（写真1及び2参照）。</p> <p>しかし、同駐車場には、車いす使用者が利用できる駐車スペースが設置されていない。</p> <p>なお、現在、トイレに近い駐車スペースには、「管理用」として3台分確保されていることから、管理用スペースを車いす使用者用に転用するなど改善措置を講じる必要がある（写真3及び4参照）。</p>			
【現地写真】			
<p>（写真：1 駐車場入口の車いす使用者が利用できるトイレが設置されている旨の案内標識）</p>			
			
<p>（写真2：勝尾寺園地内の車いす使用者が利用できるトイレ）</p>			
			

(写真3：トイレに近い部分の駐車スペースに「管理用」として3台分確保されている)



(写真4：トイレに近い部分の駐車スペースに「管理用」として3台分確保されている)



事 例 表

事例番号	箕面 20	実地調査年月日	平成 28 年 8 月 15 日
件名	遊歩道に設置された眺望ポイントに樹木が繁茂し、景観が望めない		
レクリエーションの森名	明治の森箕面自然休養林		
管轄森林管理署等名	京都大阪森林管理事務所	施設等名	案内標識
設置者	大阪府	管理者	大阪府
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（自然研究路 5 号線）に眺望ポイントを設定の上、千里丘陵が望める旨の案内標識（案内板）を設置し、当該ポイントから千里丘陵が望めると案内板に記載している（写真 1 参照）。</p> <p>しかし、当該ポイントの周りは樹木が繁茂して視界をさえぎり、千里丘陵が全く望めない状況となっている（写真 2 参照）。</p> <p>このため、案内板の記載内容の見直しを行うなど改善措置を講じることが望ましい。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">(写真 1 : 案内板での眺望ポイントに関する記載内容)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">(写真 2 : 眺望ポイントの周りは樹木が生い茂り、千里丘陵が全く望めない状況)</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

3 宝塚自然休養林

事 例 表

事 例 番 号	宝塚1	実地調査年月日	平成 28 年 8 月 12 日
件 名	遊歩道に雑草が繁茂し利用者の通行に支障		
レクリエーションの森名	宝塚自然休養林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	遊歩道
設 置 者	国	管 理 者	国

【事例の内容】

シンボル広場の北側には、遊歩道（足洗川線）と遊歩道（東尾根コース（外周線））の分岐点があり、東尾根コースを案内する誘導標識が設置されている（写真1参照）。

しかし、当該遊歩道は、繁茂した雑草に覆われており、わずかに利用者の踏み跡を確認できるものの、分かりにくく、利用者の通行に支障が生じている（写真2～4参照）。

このため、雑草の伐採を行うなど改善措置を講じる必要がある。

【現地写真】

（写真1：シンボル広場の北側には、東尾根コースを案内する標識の設置がある。）



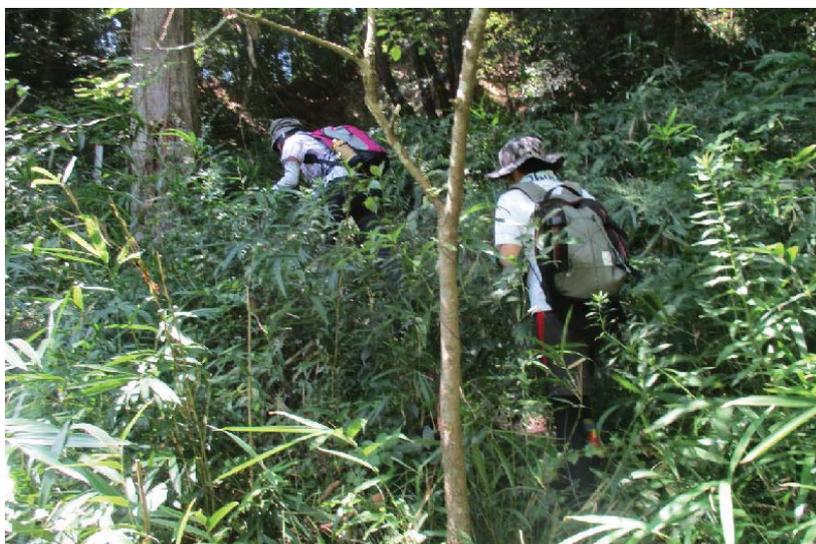
（写真2：東尾根コースへ案内する標識の先の様子。利用者の踏み跡が赤色矢印のとおりに確認できるが、雑草が繁茂している。）



(写真3：東尾根コースへ続く遊歩道は、雑草が繁茂し、十分整備されていない。)



(写真4：歩行者の胸あたりまで雑草が繁茂)



事 例 表

事 例 番 号	宝塚2	実地調査年月日	平成28年8月19日 10月4日
件 名	遊歩道上に倒木が覆い被さり利用者に危害を及ぼすおそれ		
レクリエーションの森名	宝塚自然休養林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	遊歩道
設 置 者	国	管 理 者	国

【事例の内容】

南東部にある遊歩道（外周線）に倒木が覆い被さったまま放置されている（写真1参照）。倒木には、利用者の通行を妨げる枝を切断した跡があり、通行のため最低限の措置は講じられているが（写真2参照）、利用者は腰をかかめるなどして通行しなければならず、利用者の通行に支障が生じているとともに、倒木の落下により利用者に危害を及ぼすおそれがある。

このため、現地を点検し、利用者の通行を一時禁止（利用禁止措置）した上で、倒木を撤去するなどの改善措置を講じる必要がある。

（注）本事例については、8月31日に近畿中国森林管理局へ現地写真を添えて情報提供したところ、倒木は、9月2日に兵庫森林管理署により撤去された（10月4日実地調査で確認済み。写真3参照）。

【現地写真】

（写真1：利用者の通行を妨げている倒木（8月19日））



（写真2：利用者の通行を妨げる枝を切断した跡（8月19日））



(写真3：撤去を確認 (10月4日))



事 例 表

事例番号	宝塚3	実地調査年月日	平成28年8月12日 10月4日
件名	遊歩道に複数の倒木があり利用者の通行に支障		
レクリエーションの森名	宝塚自然休養林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	遊歩道
設置者	国	管理者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>奥の院裏展望所近くの遊歩道（外周線）に複数本の倒木があり、遊歩道を歩く利用者は、倒木をまたぐ必要があるなど通行に支障が生じている（写真1及び2参照）。</p> <p>このため、現地を点検し、倒木を撤去するなどの改善措置を講じる必要がある。</p> <p>（注）本事例については、8月31日に近畿中国森林管理局へ現地写真を添えて情報提供し、9月2日に兵庫森林管理署が現地確認したところ、倒木は既に撤去されていたとの説明であった（10月4日実地調査で確認済み。写真3参照）。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">（写真1：遊歩道上の倒木（8月12日））</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">（写真2：大きな倒木であり、通行が困難となっている。（8月12日））</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

(写真3：撤去を確認 (10月4日))



事 例 表

事例番号	宝塚4	実地調査年月日	平成28年8月12日 10月4日
件名	遊歩道に倒木が覆い被さり利用者に危害を及ぼすおそれ		
レクリエーションの森名	宝塚自然休養林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	遊歩道
設置者	国	管理者	国

【事例の内容】

奥の院裏展望所近くの遊歩道（外周線）上に、斜めに傾いた倒木があり、利用者の行く手を塞ぐ形となっている（写真1参照）。利用者は腰をかかめるなどして通行しなければならず、通行に支障が生じているとともに、倒木の落下により利用者に危害を及ぼすおそれがある。

このため、現地を点検し、利用者の通行を一時禁止（利用禁止措置）した上で、倒木を撤去するなどの改善措置を講じる必要がある。

（注）本事例については、8月31日に近畿中国森林管理局へ現地写真を添えて情報提供し、9月2日に兵庫森林管理署が現地確認したところ、倒木は既に撤去されていたとの説明であった（10月4日実地調査で確認済み。写真2参照）。

【現地写真】

（写真1：遊歩道上に斜めに傾いた倒木があり、利用者の通行を妨げている。（8月12日））



（写真2：撤去を確認（10月4日））



事 例 表

事例番号	宝塚5	実地調査年月日	平成28年8月12日 10月4日
件名	遊歩道上に倒木があり利用者の通行に支障		
レクリエーションの森名	宝塚自然休養林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	遊歩道
設置者	国	管理者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>奥の院裏展望所近くの遊歩道（外周線）に倒木があり、遊歩道を歩く利用者は、倒木をまたぐ必要があるなど通行に支障が生じている（写真1及び2参照）。</p> <p>このため、現地を点検し、倒木を撤去するなどの改善措置を講じる必要がある。</p> <p>（注）本事例については、8月31日に近畿中国森林管理局へ現地写真を添えて情報提供したところ、倒木は、9月2日に兵庫森林管理署により撤去された（10月4日実地調査で確認済み。写真3参照）。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p>（写真1：遊歩道上に放置されている倒木。北側から撮影（8月12日））</p>  <p>（写真2：倒木の全景。南側から撮影（8月12日））</p> 			

(写真3：撤去を確認 (10月4日))



事 例 表

事例番号	宝塚6	実地調査年月日	平成28年8月12日
件名	広場に設置されている木製ベンチ等が老朽化し使用できない		
レクリエーションの森名	宝塚自然休養林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	ベンチ、テーブル
設置者	国	管理者	国

【事例の内容】

夫婦岩園地には、木製ベンチやテーブルが設置されているが、長年の風雨により老朽化が進み大きく破損していることから（写真1参照）、金属の留め具が残って飛び出しているものや、ベンチの土台を支える土が大きく削り取られているものなどがあり、使用できない状態となっている（写真2及び3参照）。このため、現地を点検し、当面の利用禁止措置を講じた後、改善方法を検討する必要がある。

【現地写真】

（写真1：夫婦岩園地に設置されている老朽化が進んだ木製ベンチとテーブル）



（写真2：テーブルから金属の留め具が飛び出しているものがある。）



(写真 3 : ベンチの右側は、土台の土が削り取られており、雨などで地盤が緩んだ場合にはベンチごと倒れる危険性がある。)



事 例 表

事 例 番 号	宝塚7	実地調査年月日	平成28年8月12日
件 名	休憩舎の木製ベンチ等が破損し一部使用不能		
レクリエーションの森名	宝塚自然休養林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	ベンチ
設 置 者	宝塚市	管 理 者	宝塚市
<p>【事例の内容】</p> <p>奥の院西園地の高台に休憩舎が設置されているが、休憩舎内の木製ベンチの座面には、釘が外れて破損している部分などがみられ、利用者が不用意に座った場合には危険であるなど一部使用できない状態となっている（写真1及び2参照）。</p> <p>このため、現地を点検し、当面の利用禁止措置を講じた上で、改善方法の検討が必要と考えられる。</p>			

【現地写真】

(写真1：木製ベンチの座面を留める釘が外れ破損)



(写真2：別の箇所でも、ベンチの座面が外れているところがみられる。)



事 例 表

事 例 番 号	宝塚8	実地調査年月日	平成28年8月12日
件 名	遊歩道の入口に設置された誘導標識が倒壊し利用者に分かりにくい		
レクリエーションの森名	宝塚自然休養林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	誘導標識
設 置 者	国	管 理 者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（奥の院西園地線）から遊歩道（外周線（奥の院裏展望所方面））へ入る入口において、設置されていた誘導標識が倒壊し（写真1及び2参照）、また、標識に書かれていた文字も判読することができない状態となっているため（写真3参照）、遊歩道の入口であることが利用者に分かりにくい。</p> <p>このため、誘導標識を適切に管理する必要がある。</p>			

【現地写真】

(写真1：遊歩道奥の院西園地線から外周線への入口において、設置されていた標識が腐食し倒壊しており、外周線に入るポイントが分かりにくい)



(写真2：当該入口を別角度から撮影)



(写真3: 入口に設置されていた標識が腐食し倒壊しており、文字も判読できなくなっている。)



事 例 表

事例番号	宝塚9	実地調査年月日	平成28年8月12日
件名	遊歩道の入口に誘導標識がなく利用者に分かりにくい		
レクリエーションの森名	宝塚自然休養林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	誘導標識
設置者	国	管理者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>やすらぎ広場から、遊歩道（奥の院西園地線）を中山寺奥の院方面へ東進すると、遊歩道（奥の院線）へ入る入口となる階段が左手に現れるが、当該入口には誘導標識が設置されていないため（写真1及び参照）、遊歩道の入口であることが利用者に分かりにくい。</p> <p>このため、当該入口に誘導標識を設置することが望ましい。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">（写真1：遊歩道（奥の院西園地線）から遊歩道（奥の院線）への入口）</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">（写真2：当該には標識が設置されていない。）</p> <div style="text-align: center;"> </div>			

事 例 表

事例番号	宝塚10	実地調査年月日	平成28年8月12日
件名	遊歩道の分岐点に誘導標識がなく利用者が迷うおそれ		
レクリエーションの森名	宝塚自然休養林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	誘導標識
設置者	国	管理者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道(足洗川線)と中山寺奥の院の参道をつなぐ遊歩道(夫婦岩1号線)の分岐点には、誘導標識が設置されておらず(写真1参照)、利用者が迷うおそれがある。</p> <p>なお、シンボル広場に設置されている案内標識(案内図)には、遊歩道(足洗川線)と遊歩道(夫婦岩1号線)が記載されている(写真2参照)。</p> <p>このため、当該分岐点に誘導標識を設置することが望ましい。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p>(写真1: 足洗川線と夫婦岩1号線の分岐点(足洗川線の北側から撮影)。当該分岐点に標識は設置されていない。)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>(写真2: シンボル広場の案内図には、夫婦岩1号線が記載されている。)</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

事 例 表

事 例 番 号	宝塚11	実地調査年月日	平成28年8月12日
件 名	遊歩道が左右に分かれる地点に誘導標識がなく利用者が迷うおそれ		
レクリエーションの森名	宝塚自然休養林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	誘導標識
設 置 者	国	管 理 者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（夫婦岩2号線）を夫婦岩園地から遊歩道（足洗川線）方面へ東進すると、途中で左右に分かれる地点があるが、当該分岐点には誘導標識が設置されていないため、利用者が迷うおそれがある。</p> <p>なお、左右どちらの道を進んでも遊歩道（足洗川線）に至るが、右側は距離が短いが急勾配の道、左側は距離が長いが低勾配の道となっている。</p> <p>このため、当該分岐点に誘導標識を設置することが望ましい。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p>(写真：遊歩道（夫婦岩2号線）における標識のない分岐点)</p>			

事 例 表

事例番号	宝塚12	実地調査年月日	平成28年8月12日
件名	遊歩道の分岐点に誘導標識がなく利用者が迷うおそれ		
レクリエーションの森名	宝塚自然休養林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	誘導標識
設置者	国	管理者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>中央展望所には、平成24年度に新設された休憩舎があるが、利用者が同展望所へ行くには、遊歩道（夫婦岩中央線）から道をそれて約20mほど進まなければならない（写真1及び2参照）。</p> <p>しかし、遊歩道（夫婦岩中央線）から中央展望所へ至る分岐点には、同展望所を案内する誘導標識がなく、また、周囲には樹木が繁茂しているため同展望所の存在が分かりにくく、利用者が迷うおそれがある。</p> <p>このため、当該分岐点に誘導標識を設置することが望ましい。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p>（写真1：中央展望所の近くには案内標識（案内図）があるが、文字等が消失し判読できず、周囲には中央展望所を案内する標識もない。）</p>			
			
<p>（写真2：分岐点から奥をのぞき込めば、中央展望所の休憩舎の屋根が僅かに見える。）</p>			
			

事 例 表

事例番号	宝塚13	実地調査年月日	平成28年8月19日
件名	遊歩道の分岐点に誘導標識がなく利用者が迷うおそれ		
レクリエーションの森名	宝塚自然休養林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	誘導標識
設置者	国	管理者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（外周線）をシンボル広場方面に向かうと、宝塚自然休養林の区域外（住宅街）へ抜ける道（階段）との分岐点があるが、当該分岐点には行き先を示す誘導標識が設置されておらず、利用者が迷うおそれがある。</p> <p>このため、当該分岐点に誘導標識を設置することが望ましい。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p>（写真：標識が設置されていない分岐点。左側の階段は、宝塚自然休養林の区域外（住宅街）へ続いている。右側の坂道が、遊歩道（外周線（シンボル広場方面））である。）</p>			
			

事 例 表

事例番号	宝塚14	実地調査年月日	平成28年8月19日
件名	遊歩道の分岐点に誘導標識がなく利用者が迷うおそれ		
レクリエーションの森名	宝塚自然休養林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	誘導標識
設置者	国	管理者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（外周線）を天宮塚・山頂展望所方面へ北進すると、天宮塚や山頂展望所を経ずに宝塚自然休養林の区域外（民有地）へ抜ける道との分岐点があるが、当該分岐点には誘導標識が設置されておらず、利用者が迷うおそれがある。</p> <p>このため、当該分岐点に誘導標識を設置することが望ましい。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p>(写真：遊歩道「外周線」における誘導標識が設置されていない分岐点)</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

事 例 表

事例番号	宝塚15	実地調査年月日	平成28年8月12日
件名	利用者等に一般配布されているコース図と、遊歩道や広場に設置されている案内標識（案内図）のコース図が相違		
レクリエーションの森名	宝塚自然休養林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	案内標識
設置者	国	管理者	国

【事例の内容】

宝塚自然休養林には、整備されている遊歩道や施設に係る案内標識（案内図）が計11か所（全く判読不能となっている2か所を除く。）で確認でき、これらの案内標識には6つのタイプがある（表参照）。

今回、宝塚自然休養林保護管理協議会（事務局：宝塚市）が平成13年に作成し、現在も宝塚市役所で利用者等に一般配布しているコース図（注）と、宝塚自然休養林に設置されていた6タイプの案内標識のコース図を比較したところ、協議会が作成したコース図と相違ない案内標識がみられる一方、記載が必要と考えられる遊歩道が記載されていない案内標識があるなど案内標識によって記載内容に相違がみられた（表参照）。

宝塚自然休養林において、利用者が迷うおそれがあることから、正確なコース図を記載した案内標識の再整備を行う必要がある。

（注）兵庫森林管理署は一般配布用のコース図を作成しておらず、管理経営方針書の利用計画図以外に遊歩道が記載された地図を保有していないことから、宝塚自然休養林保護管理協議会が作成し一般配布しているコース図を基準として比較を行った。

なお、兵庫行政評価事務所では、同協議会作成のコース図が、最も現状に即していると判断している。

表 宝塚自然休養林保護管理協議会が一般配布しているコース図と、宝塚自然休養林に設置されている案内板のコース図の比較

比較ポイント	協議会が一般配布しているコース図	宝塚自然休養林に設置されている案内標識						
		タイプ1 (5か所)	タイプ2 (2か所)	タイプ3 (1か所)	タイプ4 (1か所)	タイプ5 (1か所)	タイプ6 (1か所)	
記載が必要と考えられるもの	夫婦岩中央線と外周線をつなぐショートカット道の記載	○	○	×	×	○	○	○
	奥の院西園地線の記載	○	○	×	○	○	○	○
	足洗川線の記載	○	○	×	×	○	○	○
	奥の院参道の記載	○	○	×	○	○	○	○
	奥の院展望所(奥の院裏展望所)の記載	○	○	○	○	× <small>誤った位置記載</small>	○	○
	山頂展望所の記載	○	○	○	○	×	○	○
記載が不要と考えられるもの	中山寺からシンボル広場を経ず外周線へ直接通じる道の記載 ^(注3)	×	○	×	×	×	×	×
	外周線と足洗川線を途中でつなぐ道の記載 ^(注4)	×	○	×	×	×	×	×
	夫婦岩1号線の記載 ^(注5)	×	○	×	×	×	×	×
	清荒神方面への分岐道の記載 ^(注6)	×	○	×	×	×	×	×

（注）1 兵庫行政評価事務所の調査結果による。

2 「比較ポイント」について、コース図への記載があるものに○印、ないものに×印を付した。

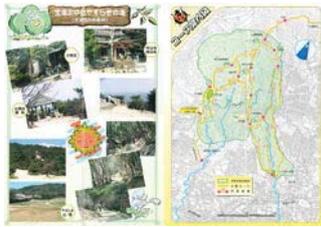
3 「中山寺からシンボル広場を経ず外周線へ直接通じる道」は、通行可能であった。

4 「外周線と足洗川線を途中でつなぐ道」は、遊歩道自体を確認できなかった。

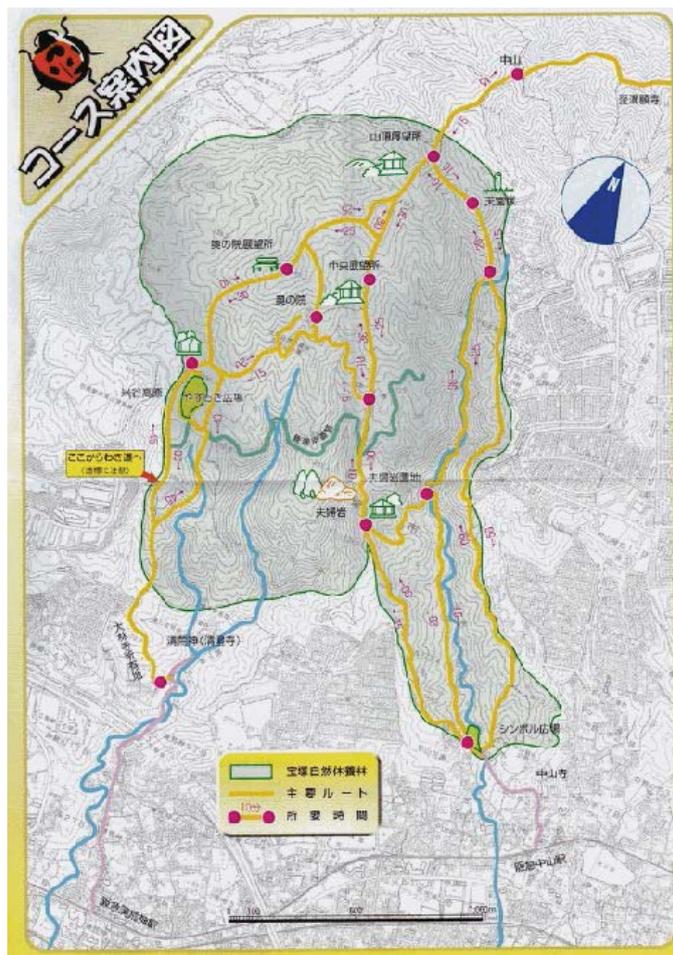
5 「夫婦岩1号線」は、整備が不十分であり、道に迷うおそれがある。

6 「清荒神方面への分岐道」は、一部で雑草の繁茂がみられたが、通行可能であった。

【宝塚自然休養林保護管理協議会（事務局：宝塚市）が一般配布しているコース図】



拡大



(参考)



当該コース図は、遊歩道「夫婦岩中央線」沿いに設置されている掲示板にも掲示されている。

【現地写真】

○ 案内板タイプ1（設置確認箇所：5か所）



拡大



〈設置確認場所〉

- ①シンボル広場
- ②遊歩道「夫婦岩中央線」沿い（中央展望所の南）
- ③山頂展望所
- ④遊歩道「外周線」沿い（奥の院裏展望所の南西）
- ⑤オリエンテーリングフィールドの奥

(注) 当該地図は、上が北ではなく、東となっている。

○ 案内板タイプ2 (設置確認箇所: 2か所)



拡大

〈設置確認場所〉

- ①遊歩道「足洗川線」沿いの木製治山ダムの前
- ②やすらぎ広場の東に位置する木製治山ダムの前

夫婦岩中央線と外周線をつなぐショートカット道が記載されていない

足洗川線が途中で途絶えており、ルート全体が記載されていない

奥の院西園地線の一部が記載されていない

奥の院参道の一部が記載されていない



○ 案内板タイプ3 (設置確認箇所: 1か所)



拡大

〈設置確認場所〉

奥の院参道と遊歩道「夫婦岩中央線」の分岐点近く

夫婦岩中央線と外周線をつなぐショートカット道が記載されていない

足洗川線が途中で途絶えており、ルート全体が記載されていない



○ 案内板タイプ4 (設置確認箇所: 1か所)



拡大

〈設置確認場所〉
夫婦岩園地

コース図は、宝塚自然
休養林保護管理協議会
が作成・一般配布して
いるものと相違はない



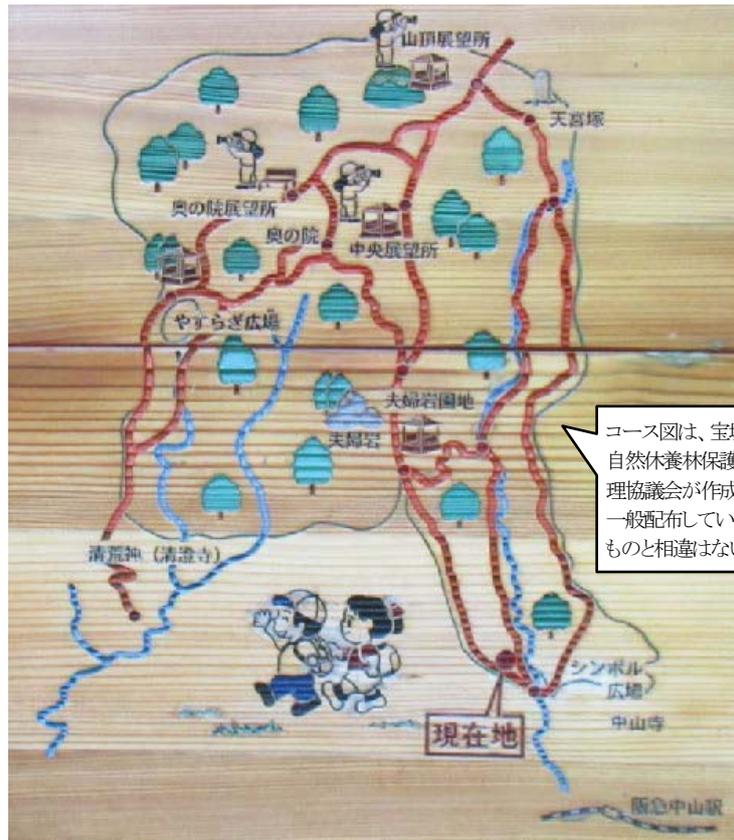
○ 案内板タイプ5 (設置確認箇所: 1か所)



拡大

〈設置確認場所〉
遊歩道「足洗川線」と中山寺
奥の院参道の分岐点近く

コース図は、宝塚自然
休養林保護管理協議会
が作成・一般配布して
いるものと相違はない



○ 案内板タイプ6 (設置確認箇所: 1か所)



拡大

〈設置確認場所〉
やすらぎ広場の入口



(注) 当該地図は、上が北ではなく、東となっている。

事 例 表

事例番号	宝塚16	実地調査年月日	平成28年8月12日
件名	広場に設置されている案内標識の文字が判読困難		
レクリエーションの森名	宝塚自然休養林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	案内標識
設置者	国	管理者	国

【事例の内容】

シンボル広場には、当該休養林に整備されている遊歩道や施設に係る案内標識（案内図）が設置されている（写真1参照）。

しかし、当該案内標識については、表面を保護するアクリル板が割れるなどして、整備されている施設名等の文字が判読しにくくなっており（写真2参照）、案内標識として機能していない。

【現地写真】

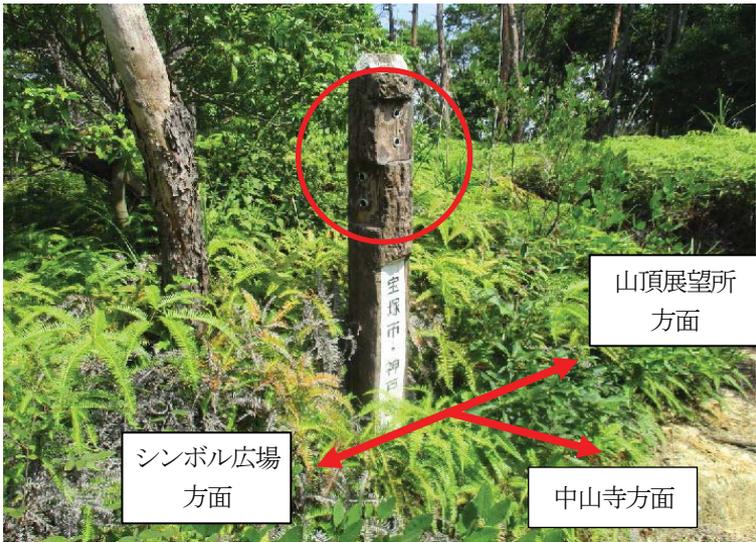
（写真1：シンボル広場に設置されている案内板）



（写真2：施設名等が判読できない案内板）



事 例 表

事例番号	宝塚17	実地調査年月日	平成28年8月19日
件名	遊歩道に設置されている誘導標識が消失		
レクリエーションの森名	宝塚自然休養林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	誘導標識
設置者	国	管理者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（外周線）の分岐点において、設置されている誘導標識の表示面（行き先を示す横板）が消失しているため（写真1及び2参照）、利用者が進路を確認できなくなっており、迷うおそれがある。</p> <p>このため、誘導標識を適切に管理する必要がある。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">(写真1：行き先を示す横板が消失し、支柱だけとなっている標識)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">(写真2：支柱の前面と横面に、行き先を示す横板を留めていたネジ穴が確認できる。)</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

事 例 表

事例番号	宝塚18	実地調査年月日	平成28年8月12日
件名	展望所に設置されている展望案内板の文字等が判読不能		
レクリエーションの森名	宝塚自然休養林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	案内標識
設置者	国	管理者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>夫婦岩園地には、案内標識（展望案内図）が設置されているが（写真1参照）、案内標識の図柄及び文字の表記内容が消失し、全く判読できない状態となっており（写真2参照）、案内標識として機能していない。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p>（写真1：夫婦岩園地に設置されている展望案内板と展望。大阪平野が見える。）</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>（写真2：展望案内板の図柄及び文字は消失している。なお、案内板はコンクリート製であり、コンクリートの台座に設置されている。）</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

事 例 表

事 例 番 号	宝塚 19	実地調査年月日	平成 28 年 8 月 12 日
件 名	遊歩道に設置されている誘導標識の文字が判読不能		
レクリエーションの森名	宝塚自然休養林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	誘導標識
設 置 者	国	管 理 者	国
<p>【事例の内容】</p> <p>やすらぎ広場の近くの遊歩道（奥の院西園地線）に、行き先を示す誘導標識が設置されているが、標識の文字が消失し、判読できない状態となっており、利用者が迷うおそれがある。</p> <p>このため、誘導標識を適切に管理する必要がある。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">(写真：やすらぎ広場入口近くの文字が判読できない標識)</p>			
			

事 例 表

事例番号	宝塚20	実地調査年月日	平成28年8月12日
件名	中山寺奥の院の入口に設置されている案内標識（案内図）の文字等が判読不能		
レクリエーションの森名	宝塚自然休養林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	案内標識
設置者	国	管理者	国

【事例の内容】

中山寺奥の院の南側入口には、案内標識「宝塚自然休養林ごあんない」が設置されているが、図柄や文字の表示内容が消失し、判読できない状態となっており（写真1及び2参照）、案内標識として機能していない。

【現地写真】

(写真1：中山寺奥の院の南側に設置されている案内標識)



(写真2：図柄や文字がほとんど消失している案内標識)



事 例 表

事 例 番 号	宝塚21	実地調査年月日	平成28年8月12日
件 名	遊歩道沿いに設置されている案内標識（案内図）の文字が判読困難		
レクリエーションの森名	宝塚自然休養林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	案内標識
設 置 者	国	管 理 者	国
【事例の内容】 宝塚自然休養林に整備されている遊歩道や施設等に関する案内標識（案内図）が中央展望所の近くに設置されているが、記載されている施設名等の文字が消失し、判読しにくくなっており（写真1及び2参照）、案内標識として機能していない。			

【現地写真】

(写真1：中央展望所の手前に設置されている案内図)



(写真2：施設名等の文字が判読困難な案内図)



事 例 表

事例番号	宝塚22	実地調査年月日	平成28年8月19日
件名	遊歩道沿いに設置されている誘導標識の一部が消失		
レクリエーションの森名	宝塚自然休養林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	誘導標識
設置者	国	管理者	国
<p>【事例の内容】 足洗川の上流辺りの遊歩道（外周線）に行き先を示す誘導標識が設置されているが、行き先を示す標識板の1方向が折れて消失し（写真1及び2参照）、利用者が行き先を確認できず、迷うおそれがある。このため、誘導標識を適切に管理する必要がある。</p>			
<p>【現地写真】 （写真1：行き先を示す標識板の1方向が折れてなくなっている。）</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>（写真2：標識の拡大写真）</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

事 例 表

事 例 番 号	宝塚23	実地調査年月日	平成28年8月12日
件 名	遊歩道沿いに設置されている誘導標識の文字が判読不能		
レクリエーションの森名	宝塚自然休養林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	誘導標識
設 置 者	国	管 理 者	国

【事例の内容】

遊歩道（外周線）と山頂展望所へ向かう遊歩道の分岐点には、誘導標識が設置されているが、行き先を示す表示面の文字が消失し判読不能となっていることから（写真1及び2参照）、利用者が迷うおそれがある。

このため、誘導標識を適切に管理する必要がある。

【現地写真】

（写真1：山頂展望所近くの遊歩道の分岐点に設置されている標識）



（写真2：標識の文字が消失しており、進路を確認できなくなっている。）



事 例 表

事 例 番 号	宝塚 24	実地調査年月日	平成 28 年 8 月 12 日
件 名	奥の院裏展望所の周囲に樹木が繁茂し景観が望めない		
レクリエーションの森名	宝塚自然休養林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	展望所
設 置 者	国	管 理 者	国
<p>【事例の内容】 奥の院裏展望所は、展望所の名称が付いているが、周囲に樹木が繁茂して視界をさえぎり、眼下に広がる景色を展望することができない状態となっており（写真1及び2参照）、展望所として機能していない。</p>			
<p>【現地写真】 （写真1：奥の院裏展望所の様子。眼下の景色は展望できない）</p>  <p>（写真2：奥の院裏展望所の様子。別の角度から撮影）</p> 			

事 例 表

事例番号	宝塚25	実地調査年月日	平成28年8月12日
件名	中央展望所の周囲に樹木が繁茂し景観が望めない		
レクリエーションの森名	宝塚自然休養林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	展望所
設置者	国	管理者	国
<p>【事例の内容】 中央展望所は、展望所の名称が付いているが、周囲に樹木が繁茂して視界をさえぎり、眼下に広がる景色を展望することができない状態となっており（写真1及び2参照）、展望所として機能していない。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">(写真1：中央展望所周辺の様子)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">(写真2：中央展望所は樹木に囲まれ、眼下の景色は展望できない。)</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

事 例 表

事例番号	宝塚26	実地調査年月日	平成28年8月12日
件名	山頂展望所の周囲に樹木が繁茂し景観が望めない		
レクリエーションの森名	宝塚自然休養林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	展望所
設置者	国	管理者	国
<p>【事例の内容】 北部にある山頂展望所は、展望所の名称が付いているが、周囲に樹木が繁茂して視界をさえぎり、眼下に広がる景色を展望することができない状態となっており（写真1及び2参照）、展望所として機能していない。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">(写真1：山頂展望所の広場全景)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>(写真2：山頂展望所は樹木に囲まれ、最も樹木の少ない方向を見ても、眼下の景色は展望できない。)</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

4 不動滝風致探勝林

事 例 表

事 例 番 号	不動滝1	実地調査年月日	平成28年8月17日
件 名	遊歩道に設置されている安全柵が破損		
レクリエーションの森名	不動滝風致探勝林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	遊歩道
設 置 者	宍粟市	管 理 者	宍粟市

【事例の内容】

不動滝公園の遊歩道に設置されている安全柵を確認したところ、安全柵の支柱の根元を支えるコンクリートや金具が破損し不安定となっている場所が6か所みられた（写真1～6参照）。これらの場所では、利用者同士がすれ違いの際などに当該支柱に体重をかけた場合、安全柵が倒れ、利用者が斜面下へ転落するおそれがある。

これら6か所では、「キケン!!こちらに触れないで下さい。」との表示や、黄色いテープを巻きつけることで利用者に注意喚起が行われているが、応急的な措置であり、支柱に一定の強度を持たせるよう補修を行うなど改善措置を講じる必要がある。

【現地写真】

(写真1)



(写真3)



(写真5)



(写真2)



(写真4)



(写真6)



事 例 表

事 例 番 号	不動滝2	実地調査年月日	平成28年8月17日
件 名	遊歩道に設置されている安全柵が破損		
レクリエーションの森名	不動滝風致探勝林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	遊歩道
設 置 者	宍粟市	管 理 者	宍粟市
<p>【事例の内容】</p> <p>不動滝公園の遊歩道に設置されている安全柵を確認したところ、安全柵の支柱の根元を支えるコンクリートが破損し固定されておらず、不安定となっている場所が1か所みられた（写真1及び2参照）。</p> <p>当該安全柵は、遊歩道の曲がり角の内側に位置しているため、多くの利用者が手にするものと思われることから、利用者が当該支柱に体重をかけた場合、安全柵が倒れ、利用者が転倒するおそれがある。</p> <p>当該安全柵については、利用者に対し注意喚起が行われておらず、速やかに注意喚起の表示を行った上で、一定の強度を持たせるよう補修を行うなど改善措置を講じる必要がある。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">（写真1：当該安全柵は、手にすると揺らぎがある。）</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">（写真2：当該安全柵の根元を支えるコンクリートには亀裂が入っている。）</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

事 例 表

事 例 番 号	不動滝3	実地調査年月日	平成28年8月17日
件 名	遊歩道の分岐点に行き先を示す誘導標識が未設置		
レクリエーションの森名	不動滝風致探勝林		
管轄森林管理署等名	兵庫森林管理署	施設等名	誘導標識
設 置 者	宍粟市	管 理 者	宍粟市
<p>【事例の内容】</p> <p>不動滝公園の遊歩道を奥に進むと、滝見台方面との分岐点が1か所ある。当該分岐点に設置された誘導標識では、不動滝を見ることができる「滝見台・奥かえで橋」方面（右側の階段を下る方面）は表示されているが、左側の階段を上へ向かう方面は、どこへ至るか表示されておらず、利用者は行き先を確認できない状態となっており、迷うおそれがある。</p> <p>このため、当該分岐点に誘導標識を設置することが望ましい。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p>(写真：分岐点の写真。右方向は「滝見台・奥かえで橋」と表示されているが、左方向は行き先が表示されていない。)</p>			
			

5 紀泉高原自然休養林

事 例 表

事例番号	紀泉1	実地調査年月日	平成28年8月19日
件名	遊歩道の路盤を補強する木材が散逸し路肩が崩落するなど危険な状態		
レクリエーションの森名	紀泉高原自然休養林		
管轄森林管理署等名	京都大阪森林管理事務所	施設等名	遊歩道
設置者	国（京都大阪所）	管理者	国（京都大阪所）

【事例の内容】

鳥取池から雲山峰方面へ向かう遊歩道（鳥取池一号線）には、遊歩道の路盤を補強するため木材による階段が整備されている箇所がある。

しかし、遊歩道の路肩を構成する木材が散逸し遊歩道が削られやすくなっており、また、木材が散逸した箇所に釘が露出している状況がみられ、歩行者が釘に引っかかるおそれがある。

このため、現地を点検し、階段の補修等の改善措置を講じる必要がある。

【現地写真】

(写真:木材が散逸し釘が露出)



事 例 表

事 例 番 号	紀泉2	実地調査年月日	平成28年8月16日
件 名	立入禁止のロープの支柱が脱落しており立入禁止措置が不十分		
レクリエーションの森名	紀泉高原自然休養林		
管轄森林管理署等名	京都大阪森林管理事務所	施設等名	遊歩道
設 置 者	国（京都大阪所）	管 理 者	国（京都大阪所）

【事例の内容】

遊歩道（鳥取池一号線）において、鳥取池側の斜面への立入禁止を目的としてロープが張られている区間があるが、ロープの支柱が脱落したままとまっているため、遊歩道から容易に斜面に立ち入ることができる状態となっているなど立入禁止措置が不十分な状況がみられる（写真1及び2参照）。

このため、立ち入り禁止措置を適切に行うなど改善措置を講じる必要がある。

（注）本事例については、和歌山行政評価事務所から京都大阪森林管理事務所に情報提供したところ、10月12日にロープ及びその支柱が修繕されるとともに、立入禁止の看板が設置された（写真3参照）。

【現地写真】

(写真1：ロープの支柱が抜けた箇所)



(写真2：ロープの支柱が抜けた箇所から容易に鳥取池の斜面へ立ち入ることが可能となっている。)



(写真3：ロープ及びその支柱が修繕されるとともに、立入禁止の看板が設置 (10月12日) ※京都大阪森林管理事務所提供)



事 例 表

事 例 番 号	紀泉3	実地調査年月日	平成28年8月19日
件 名	遊歩道に土砂等が堆積し利用者が転落等するおそれ		
レクリエーションの森名	紀泉高原自然休養林		
管轄森林管理署等名	京都大阪森林管理事務所	施設等名	遊歩道
設 置 者	国（京都大阪所）	管 理 者	国（京都大阪所）
【事例の内容】			
<p>鳥取池から雲山峰方面へ向かう遊歩道（鳥取池一号線）において、落ち葉や上部斜面から流出したと思われる土砂等が遊歩道全体に堆積し、滑りやすくなっていることから（写真1及び2参照）、利用者が転落等するおそれ。</p> <p>このため、現地を点検し、利用者の通行を一時禁止（利用禁止措置）した上で、落ち葉や土砂等の除去や堆積防止策など改善措置を講じる必要がある。</p> <p>（注）本事例については、和歌山行政評価事務所から京都大阪森林管理事務所に情報提供したところ、10月12日に堆積した土砂等が除去された（写真3参照）。</p>			
【現地写真】			
（写真1：土砂等が堆積し滑り易い状況）			
 <div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: small;"> 土砂等が堆積し 滑り易い状況 </div>			

(写真2：遊歩道の路面の状態)



(写真3：堆積した土砂等の除去が実施（10月12日）※京都大阪森林管理事務所提供）



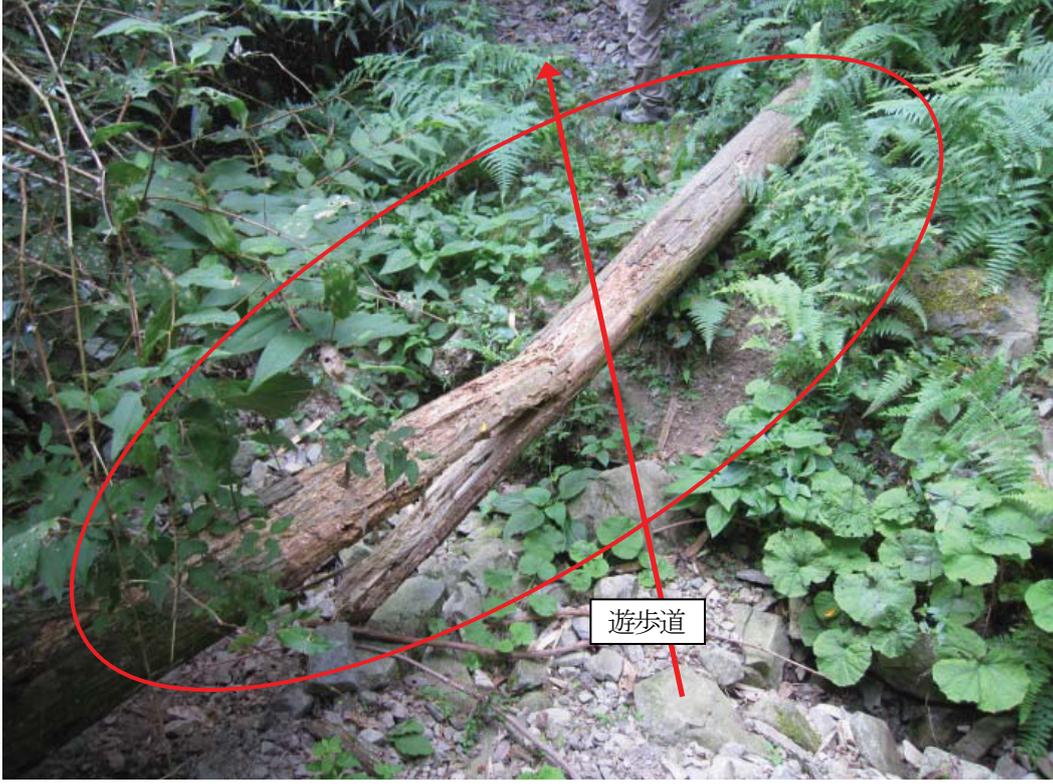
事 例 表

事 例 番 号	紀泉4	実地調査年月日	平成28年8月22日
件 名	遊歩道に倒木が覆い被さり利用者に危害を及ぼすおそれ		
レクリエーションの森名	紀泉高原自然休養林		
管轄森林管理署等名	和歌山森林管理署	施設等名	遊歩道
設 置 者	国 (和歌山署)	管 理 者	国 (和歌山署)
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（行者堂線）において、地上から150cm程度の高さで、倒木が道に覆い被さっており、利用者は倒木の下をくぐる必要があるとともに、倒木の落下により利用者に危害を及ぼすおそれがある（写真1参照）。</p> <p>このため、現地を点検し、利用者の通行を一時禁止（利用禁止措置）した上で、倒木を撤去するなどの改善措置を講じる必要がある。</p> <p>（注）本事例については、和歌山行政評価事務所から和歌山森林管理署に情報提供したところ、9月26日、伐採し撤去された（写真2参照）。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">（写真1：倒木の状況）</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;">  </div> <p style="text-align: center;">地面から150cm程度の高さ</p>			

(写真2：倒木を伐採・撤去（9月26日）※和歌山森林管理署提供)



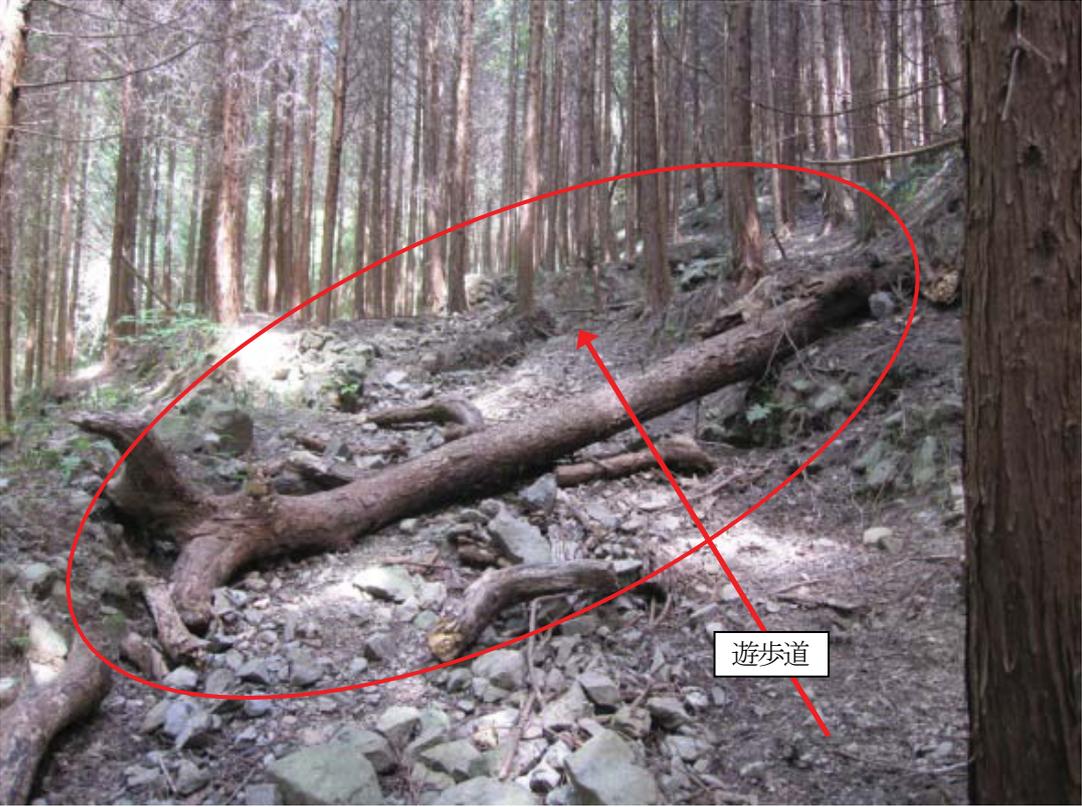
事 例 表

事例番号	紀泉5	実地調査年月日	平成28年8月19日
件名	遊歩道に倒木があり利用者の通行に支障		
レクリエーションの森名	紀泉高原自然休養林		
管轄森林管理署等名	京都大阪森林管理事務所	施設等名	遊歩道
設置者	国（京都大阪所）	管理者	国（京都大阪所）
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（鳥取池1号線）に倒木があり、遊歩道を歩く利用者は、倒木をまたぐ必要があるなど通行に支障が生じている（写真1参照）。</p> <p>このため、現地を点検し、倒木を撤去するなどの改善措置を講じる必要がある。</p> <p>（注）本事例については、和歌山行政評価事務所から京都大阪森林管理事務所に情報提供したところ、10月12日、倒木が撤去された（写真2参照）。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">（写真1：倒木の状況）</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

(写真2：倒木を伐採（9月26日）※京都大阪森林管理事務所提供)



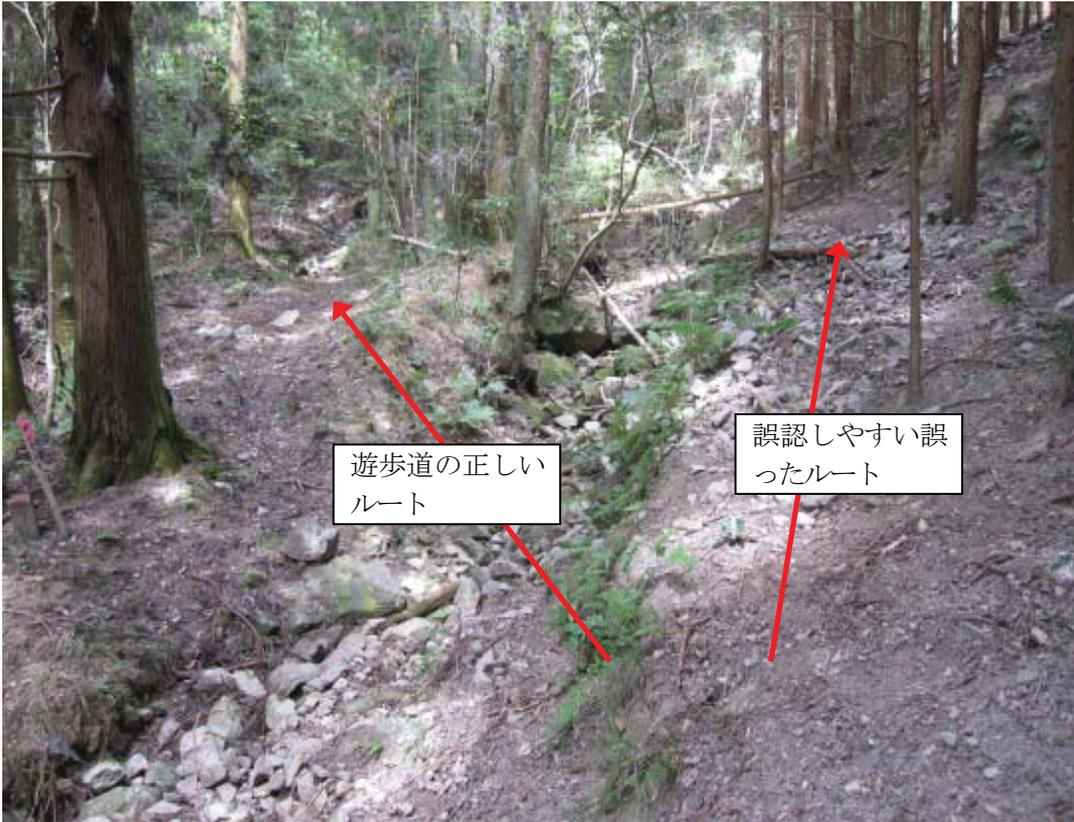
事 例 表

事例番号	紀泉6	実地調査年月日	平成28年8月22日
件名	遊歩道に倒木があり利用者の通行に支障		
レクリエーションの森名	紀泉高原自然休養林		
管轄森林管理署等名	和歌山森林管理署	施設等名	遊歩道
設置者	国(和歌山署)	管理者	国(和歌山署)
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道(娘地藏線)に倒木があり、遊歩道を歩く利用者は、倒木をまたぐ必要があるなど通行に支障が生じている(写真参照)。</p> <p>このため、現地を点検し、倒木を撤去するなどの改善措置を講じる必要がある。</p> <p>(注)本事例については、和歌山行政評価事務所から和歌山森林管理署に情報提供したところ、9月26日、撤去された(写真2参照)。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">(写真1:倒木の状況)</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

(写真2：倒木を撤去（9月26日）※和歌山森林管理署提供)



事 例 表

事 例 番 号	紀泉7	実地調査年月日	平成28年8月22日
件 名	遊歩道の分岐点に誘導標識がなく利用者が迷うおそれ		
レクリエーションの森名	紀泉高原自然休養林		
管轄森林管理署等名	和歌山森林管理署	施設等名	誘導標識
設 置 者	国 (和歌山署)	管 理 者	国 (和歌山署)
<p>【事例の内容】</p> <p>JR 西日本紀伊駅方面から地蔵山分岐点へ向かう遊歩道（娘地藏線）には、遊歩道上に石や木の枝等が数多く落ちている箇所が多い。</p> <p>当該遊歩道において、雨水の水路の反対側へ渡って進む方向が正しいルートである分岐点で、誘導標識が設置されていないため、水路を渡らずに道なりに進む場合でも、これまでの遊歩道の整備状況から誤ったルートを進んでいると容易に判断できず、利用者が迷うおそれがある。</p> <p>このため、当該分岐点に誘導標識を設置することが望ましい。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">（写真：右下から左上へ進むのが正しいルートであるが、右側の道もこれまでの遊歩道の整備状況から正しいルートと誤認するおそれがある。）</p>			
			

事 例 表

事 例 番 号	紀泉8	実地調査年月日	平成28年8月16日
件 名	廃止された紀泉高原キャンプ場が案内標識等に記載され利用者が誤解するおそれ		
レクリエーションの森名	紀泉高原自然休養林		
管轄森林管理署等名	京都大阪森林管理事務所	施設等名	案内標識
設 置 者	国（京都大阪所）	管 理 者	国（京都大阪所）

【事例の内容】

紀泉高原自然休養林内の「紀泉高原キャンプ場」は、平成20年5月に廃止されているが、案内標識「紀泉高原国有林案内マップ」や誘導標識に当該キャンプ場が記載されたままとなっており（写真1～3参照）、利用者が誤解するおそれがある。

このため、案内標識の修正を行うなど標識類を適切に管理する必要がある。

【現地写真】

（写真1：キャンプ場の表示がある案内標識）



(写真2 紀泉高原キャンプ場を案内する誘導標識)



(写真3：同左)



事 例 表

事 例 番 号	紀泉9	実地調査年月日	平成28年8月16日
件 名	設置されていない広場が案内標識（案内図）に記載され利用者が誤解するおそれ		
レクリエーションの森名	紀泉高原自然休養林		
管 轄 森 林 管 理 署 等 名	京都大阪森林管理事務所 和歌山森林管理署	施設等名	案内標識
設 置 者	国（京都大阪所、和歌山署）	管 理 者	国（京都大阪所、和歌山署）

【事例の内容】

紀泉高原自然休養林内に設置されている案内標識「紀泉高原国有林全体の案内マップ」等において、平成20年5月に廃止された紀泉高原キャンプ場の近辺に「広場」のマークが記載されている（写真1及び2参照）。

しかし、同キャンプ場跡周辺には広場は存在しないことから、利用者が誤解するおそれがある。このため、案内標識の修正を行うなど標識類を適切に管理する必要がある。

【現地写真】

（写真1：紀泉高原国有林全体の案内マップに「広場」（青色で木とベンチのマーク。凡例は同マップに掲示）の表示がみられる。）



（写真2：「紀泉高原国有林案内マップ」にも広場の表示がみられる）



事 例 表

事例番号	紀泉 10	実地調査年月日	平成 28 年 8 月 22 日
件名	設置された休憩施設が案内標識（案内図）に記載されておらず、利用者が誤解するおそれ		
レクリエーションの森名	紀泉高原自然休養林		
管轄森林管理署等名	和歌山森林管理署	施設等名	休憩舎
設置者	国（和歌山署）	管理者	国（和歌山署）
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（学習の森線）に「休憩舎（学習の森）」が整備されているが、案内標識「紀泉高原国有林全体の案内マップ」等に休憩施設として記載されておらず（写真 1 及び 2 参照）、当該地域には、休憩施設がないものと利用者に誤解されるおそれがある。</p> <p>このため、案内標識の修正を行うなど標識類を適切に管理する必要がある。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">（写真 1：休憩舎（学習の森）の設置状況）</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">（写真 2：紀州高原国有林全体の案内マップの記載状況）</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

事 例 表

事 例 番 号	紀泉 11	実地調査年月日	平成 28 年 8 月 16 日
件 名	遊歩道に設置された案内標識が地面に倒伏したまま放置		
レクリエーションの森名	紀泉高原自然休養林		
管轄森林管理署等名	和歌山森林管理署	施設等名	案内標識
設 置 者	国 (和歌山署)	管 理 者	国 (和歌山署)
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（大福組石線）に設置された案内標識「紀泉高原国有林案内マップ」が地面に倒伏したまま放置されており、機能を果たしていない（写真1参照）。</p> <p>このため、標識を適切に管理する必要がある。</p> <p>（注）本事例については、和歌山行政評価事務所から和歌山森林管理署に情報提供したところ、9月6日、案内標識が固定された（写真2参照）。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">（写真1：「紀泉高原国有林案内マップ」が倒伏したまま放置）</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

(写真2：措置完了後（9月6日）の写真（和歌山森林管理署提供）)



事 例 表

事 例 番 号	紀泉 12	実地調査年月日	平成 28 年 8 月 22 日
件 名	遊歩道の誘導標識が利用者に勝手に修正されたままとなっている		
レクリエーションの森名	紀泉高原自然休養林		
管轄森林管理署等名	和歌山森林管理署	施設等名	誘導標識
設 置 者	国 (和歌山署)	管 理 者	国 (和歌山署)
【事例の内容】			
<p>遊歩道（学習の森線）に「雲山峰・Bコース一般向き」との誘導標識があるものの、利用者が勝手に当該標識にビニールテープを巻いた上に「危険」と上書きしており、当該遊歩道の利用者が誤解するおそれがある（写真1及び2参照）。なお、和歌山行政評価事務所の実地調査時点（8月22日）では、危険とされた遊歩道の通行止め等の措置は行われていなかった（写真3参照）。</p> <p>当該コースは、紀泉高原自然休養林内に設置されている案内標識「紀泉高原国有林案内マップ」等で掲示された「一般向き」のコースであることから、今後も利用者が誤解して通行するおそれがある。</p> <p>このため、当該ルートを確認した上で、必要に応じて通行止め等の措置を講じる必要がある。</p> <p>（注）当該事例については、和歌山行政評価事務所からの情報提供に基づき、9月12日、和歌山森林管理署において、通行止めの措置が取られた（写真3参照）。</p>			
【現地写真】			
（写真1：利用者に勝手に修正した誘導標識（8月22日））			
			

(写真2：紀泉高原国有林案内マップへの当該コースの掲載状況 (8月22日))



(写真3：通行止め措置の状況。上が改善前 (8月22日)、下が改善後 (9月12日) の状況)
[改善前 (8月22日)]



[改善後 (9月12日)]



事 例 表

事 例 番 号	紀泉 13	実地調査年月日	平成 28 年 8 月 19 日
件 名	案内標識（案内図）の記載内容が不明確		
レクリエーションの森名	紀泉高原自然休養林		
管轄森林管理署等名	京都大阪森林管理事務所 和歌山森林管理署	施設等名	案内標識
設 置 者	国（京都大阪所、和歌山署）	管 理 者	国（京都大阪所、和歌山署）
<p>【事例の内容】</p> <p>紀泉高原自然休養林内に設置された案内標識（案内図）には、森林管理署等が整備した遊歩道が記載されている。当該標識の凡例では、「歩道（目的に応じて色分け）」とされているが、標識には色分け別の目的に関する解説がなく、色分けの意図が不明確となっており、利用者が混乱するおそれがある。</p> <p>このため、案内標識の修正を行うなど標識類を適切に管理する必要がある。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">（写真：案内標識の凡例の記載）</p> <div style="text-align: center;"> </div>			

事 例 表

事 例 番 号	紀泉 14	実地調査年月日	平成 28 年 8 月 19 日
件 名	誘導標識に既に廃止された紀泉高原キャンプ場の方向が記載されたままとなっている		
レクリエーションの森名	紀泉高原自然休養林		
管轄森林管理署等名	和歌山森林管理署	施設等名	誘導標識
設 置 者	国 (和歌山署)	管 理 者	国 (和歌山署)
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（井関山中線）に設置されている誘導標識に、平成 20 年 5 月に廃止された「紀泉高原キャンプ場」の方向が記載されたままとなっており、利用者が迷うおそれがある。</p> <p>このため、誘導標識の修正を行うなど標識類を適切に管理する必要がある。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p style="text-align: center;">(写真：表示の状況)</p> <div style="text-align: center;">  </div>			

事 例 表

事 例 番 号	紀泉 15	実地調査年月日	平成 28 年 8 月 16 日
件 名	遊歩道に管理者不明な誘導標識が設置されおり、利用者に危害を及ぼすおそれ		
レクリエーションの森名	紀泉高原自然休養林		
管轄森林管理署等名	和歌山森林管理署	施設等名	誘導標識
設 置 者	不明	管 理 者	不明
<p>【事例の内容】</p> <p>遊歩道（大福俎石線）において、「大福山辯財天窟」を案内する管理者不明の誘導標識が設置されている。当該標識の誘導先が和歌山森林管理署の管理する遊歩道ではないため、管理や整備が十分に行われておらず険しい道となっており、誘導標識を見て進んだ利用者に危害が及ぶおそれがある。</p> <p>このため、現地を点検し、誘導先への利用者の通行を一時禁止（利用禁止措置）した上で、管理者不明の誘導標識を撤去するなどの改善措置を講じる必要がある。</p>			
<p>【現地写真】</p> <p>（写真：遊歩道に設置された誘導標識では、標識の下部に「500m 下ル左」との記載がある）</p>			
			